

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第78巻

第26集第1号～第26集第7号(昭和18年1月～7月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出し」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第78卷目次】

第26集第1号 昭和18(1943)年1月1日発行

第26集第2号 昭和18(1943)年2月1日発行

第26集第3号 昭和18(1943)年3月15日発行

第26集第4号 昭和18(1943)年4月15日発行

第26集第5号 昭和18(1943)年5月20日発行

第26集第6号 昭和18(1943)年6月20日発行

第26集第7号 昭和18(1943)年7月15日発行

大正6年9月14日 第3種郵便物認可・昭和18年3月10日印刷納本・昭和18年3月15日發行（毎月1回1日發行）

建築と社會

第26輯 第3號

昭和18年3月1日

3

社 團
法 人

日本建築協會

專 賣 特 許

ローアス

セメント防水剤



ローアス防水工法責任施行

関城化学工業株式会社大阪営業所

大阪市西區京町堀一丁目 (電)土佐堀(44)825 3825

東京営業所 東京市渋谷区金王町五 (電)青山 3810

広島営業所 広島市紙屋町一八 (電)中(2)1344

満洲国總代理店 株式会社 大信洋行建特部

株 式
會 社

錢高組

本 店

大阪市西區土佐堀通三丁目二四
電話土佐堀(四)三四一七・一一二四

東京支店

東京市京橋區木挽町五丁目二

支 店

名古屋・門司・京城・臺北・北京
出張所 神戸、吳、平壤、高雄、上海、濟南

天津、石門、錦縣、大連、鞍山、奉天

哈爾賓

滿洲法人
株式會社

錢 高 組
新京市八島通一八

株 式
會 社

木村組

本 社
大阪市東區上本町四丁目六一〇

電 話 南 (七五)

六六六

〇〇〇

〇〇〇

七六五

工 作 所 南 (七五)

九

四

一

七

番

登 録 商 標
CHINO
SHUTTER
PATENTED

日英米特許及實用新案登録百數十件所有

大野式防火捲上ヶ戸

[特許大野式シャッター]

主 要 製 品

大 野 式 シャッター

大野式ループルシャッター

大野式融金付自動開鎖戸

大野式工場用軸承

大野式轉子入軸筐・戸車

各種防火扉・鋼製建具類

應用特殊機械類設計製作

株 式 會 社 大 野 製 作 所

本 社 { 東京市芝区三田四國町二番地

三田工場 { 電話三田(45)3737・3738・3787

板橋工場 東京市板橋区志村町一五九二番地 電話赤羽 2768・3272

大阪詰所 大阪市此花区上福島中二丁目六十番地 電話福島 588

建 築 と 社 會

第26輯 第 3 號 昭和18年 3 月發行

三 月 號

目 次

飛鳥より天下へ.....	猪 熊 兼 繁	(1)
飛鳥時代より奈良朝に至る風俗.....	江 馬 務	(4)
法隆寺修理の實際.....	淺 野 清	(10)
法隆寺金堂壁畫の調査.....	豊 田 彌 吉	(16)
法隆寺と桂離宮と.....	谷 口 久 正	(20)
☆紫 烟 室☆		
七坪半の建築家.....	青 山 正 義	(23)
☆寫 眞 欄☆		
絹 人 絹 會 館.....		
會 報.....		(24)

三 星 印



設 計

施 工

三 星 印 岩 綿 製 品

防 音 ・ 保 温 ・ 耐 火 装 置

三星岩綿ブロック構成の防音装置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

大阪田島應用化工株式會社

電話土佐堀 (44) 1323.5682.6221.7294

東京市神田區岩本町三番地

三星産業株式會社

電話浪花 0072番

會

告

戦時下隣組の組織が漸く確立の域にあり、國民が擧つて此の運営に當らんとする折柄、一方勞務者住宅が集團的に建設せられ之が國民住居形式に要請せられんとす。茲に於て從來の個人主義的住居觀念を清算し、眞に隣組を中心とする生産的勞務者の集團住宅群の出現を望むこと切なるため、かゝる住宅群の共同施設の運営狀態を展示し、國民一般に此の方面の關心を呼び起すと共に、各工場關係者の資料たらしめん爲、茲に當協會は建築工藝技術研究所と共同主催の下に、下記の通り女性と住生活展を開催仕候間、會員諸賢は時局下本會の主旨を擴く御宣傳の上、開期中は萬障御繰合せ知己御勧誘多數御來場下され、充分所期の成果を收め得る様御援助賜度候

女性と住生活展覽會

- | | | | |
|----------|---|-----|--|
| 主 催 | 建築工藝技術研究所
社團法人日本建築協會 | 後 援 | 大 阪 市
商工省工藝指導所關西支部
朝 日 新 聞 大 阪 本 社 |
| 協 賛 | 大政翼賛會大阪府支部
大政翼賛會大阪市支部 | | |
| 會 期 | 自8月16日（火）至8月21日（日）6日間 午前9時—午後5時 | | |
| 會 場 | 株式會社 大 丸（大阪、心齋橋） | | |
| 展示内容 | 從來の個別生活を固守するに較べて、共同施設を完備せる隣組を中心とする翼賛生活に於ては多大の勞力が節約せられ、多數の餘剩勞力を重要産業部門に供出し得ることを主として展示す。 | | |
| 1. 炊 事 法 | 舊來の家庭に於ける1日の炊事時間炊事要員を統計的に説明し、隣組共同炊事の活用による勞力（買出、炊事）時間、住宅面積の節約を明示せんとす。 | | |
| 2. 育 兒 | 1人の育兒に就て見るも多くの勞力を必要とするが、集約的な育兒所の設置によりて、第二の國民を科學的に養育せらる。 | | |
| 3. 浴 場 | 湯屋なき地域にありても隣組浴室を設置することにより、勞力、燃料、住宅面積が節約せらる。 | | |
| 4. 協力菜園 | 小規模に耕作物の不利を認識せしめ、隣組共同運営によりて専門家の指導を得て科學的に増産し得ることを説明せんとす。 | | |
| | 上記公共施設を計畫設計し模型を製作、之等の展示によりて最小限度の住宅にても、之より大なる住宅と同様の機能を有すること等經濟的利點をも強調せんとす | | |
| | 以 上 | | |

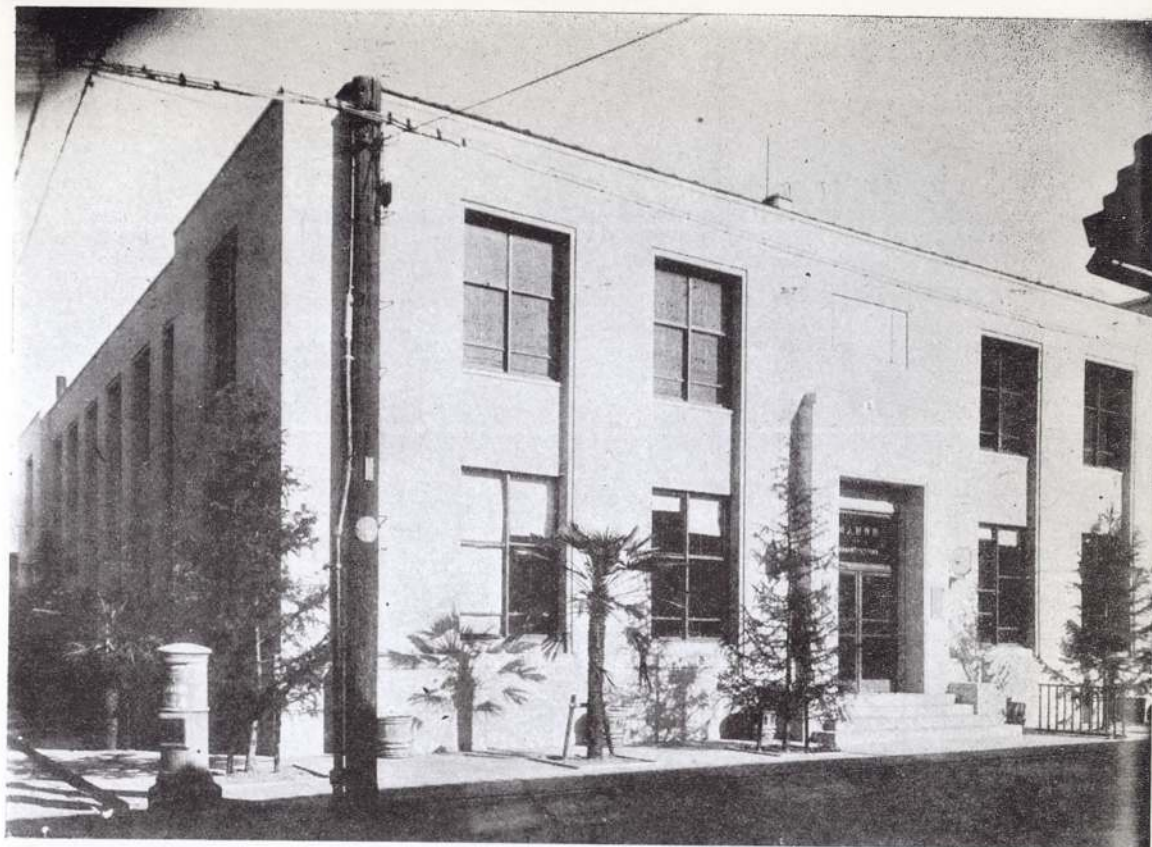
菖蒲池厚生住宅完成

本會創立廿五年記念事業の一として、昨年12月號本欄に發表致し候 菖蒲池厚生住宅（關急奈良線菖蒲池下車南へ約5丁松林池邊）は、當時展覽會開催中建設未完もあり、各位に充分其の全貌を御高覽に供し不得遺憾に存居候處今般全住宅並に庭園植樹等完成、早春の古都近き山麓池畔に木の香高き新機構による厚生建築美を競ひ居り候 追而其等竣功住宅中には展覽會當時未完成のため、現在未契約分も尙若干あり、時局統制下御希望の向は當協會まで御申込次第先着順豫約斡旋可致候

昭 昭 18 年 3 月

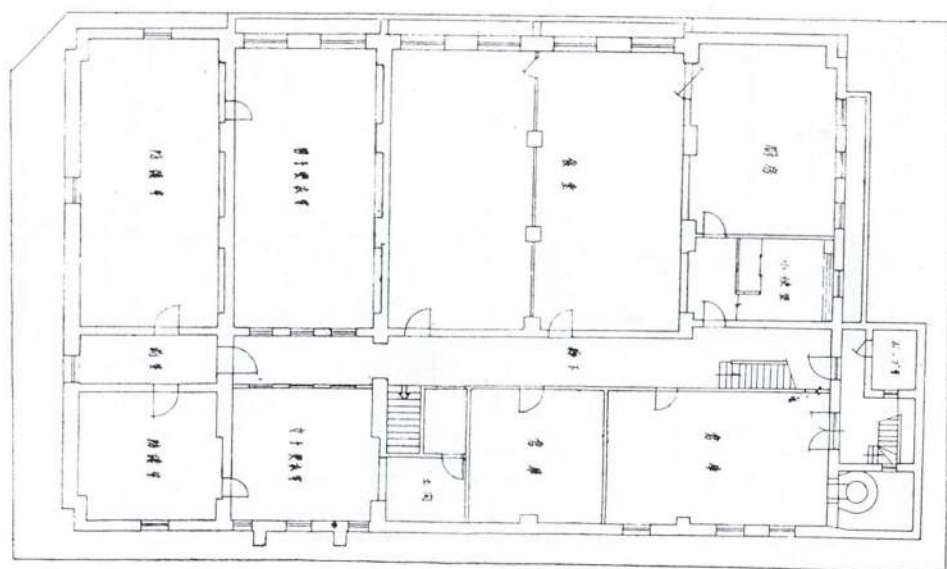
社團法人 日 本 建 築 協 會

外
觀



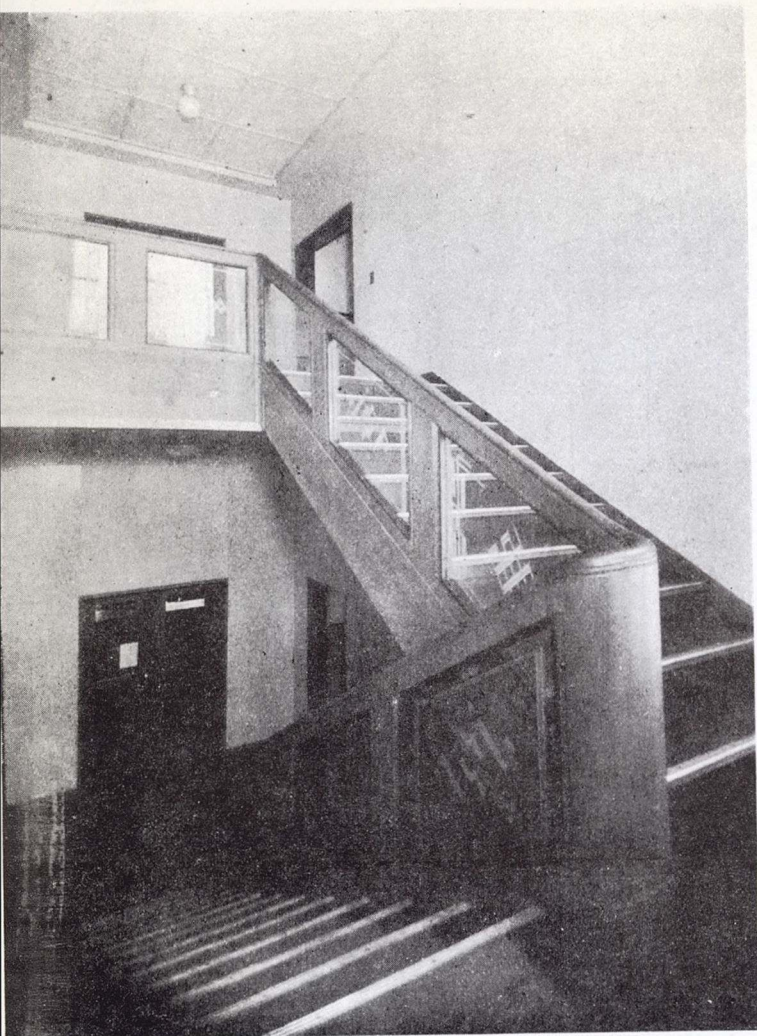
絹 人 絹 會 館

(日 本 絹 人 絹 糸 布 輸 出 組 合 事 務 所)



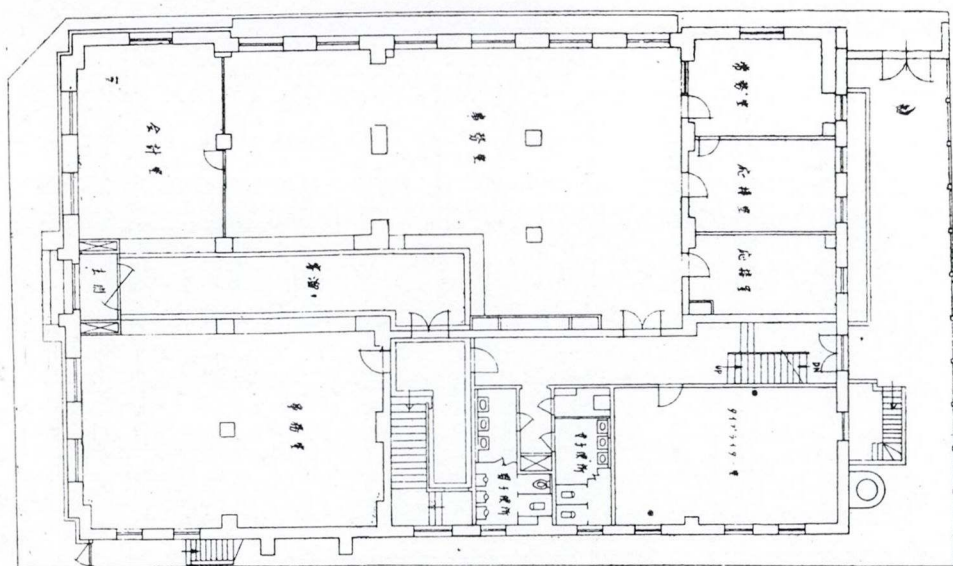
地
階
平
面
圖

設 計 渡 邊 建 築 事 務 所 • 施 工 株 式 會 社 清 水 組 大 阪 支 店



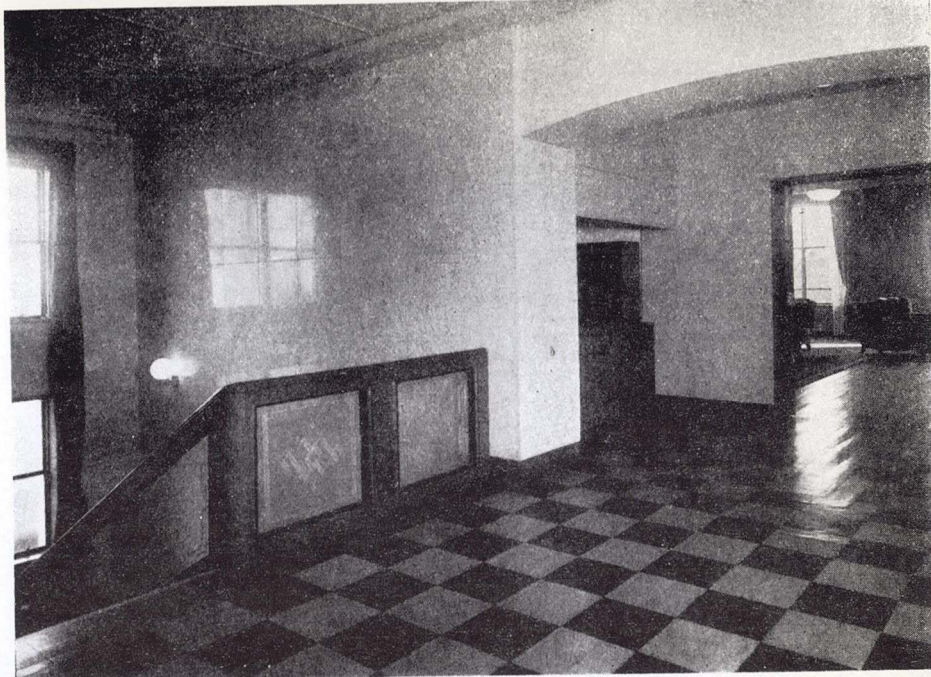
階 段 室

時局統制下に於て其の制限内にて竣工したる本館は瀟洒な白壁の全貌と多角的に設計されたる内部と相俟て大阪が新たに誇る新建築の一つである…



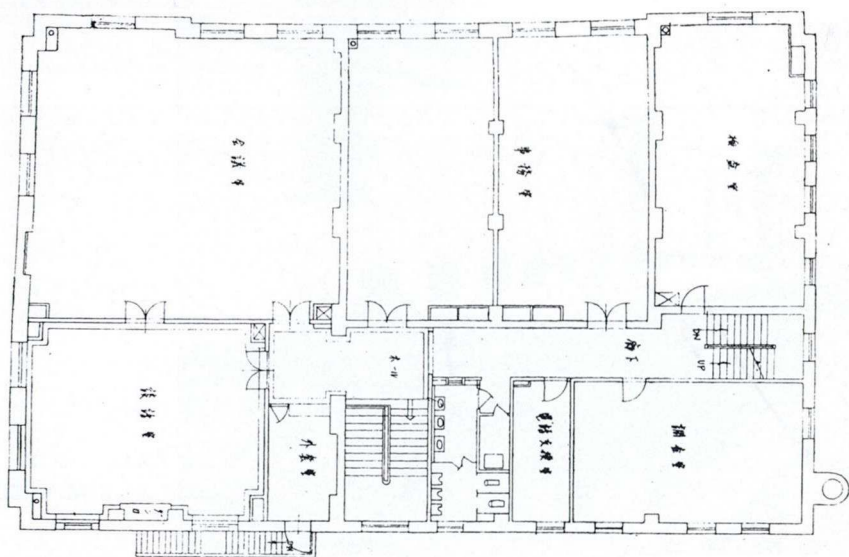
第 1 階 平 面 圖

2 階
階段室 廣間



1 階
事務室

第 2 階
平面圖





2 階 談 話 室

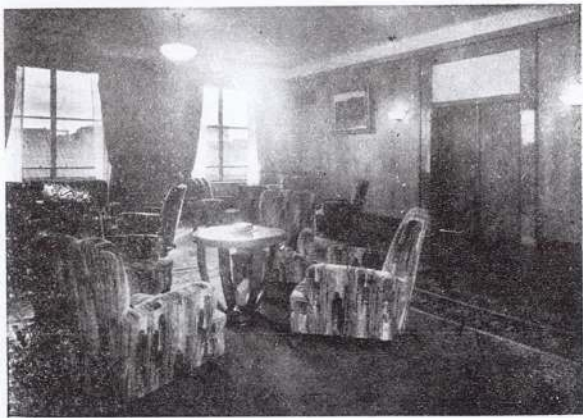
絹 人 絹 會 館

設 計

渡 邊 建 築 事 務 所

施 工

株 式 會 社 清 水 組 大 阪 支 店



2 階 談 話 室



2 階 小 會 議 室

飛鳥より天平へ。法隆寺伽藍より東大寺伽藍への過程である。夢殿の秘佛が法華堂の本尊まで發展したのである。小川晴陽氏のあの美しい古美術寫眞の群像に解説された上野直昭氏の名著『上代の彫刻』によれば、それは厳格な様式が解體されて永遠記念性の確立へと推移したのであつた。塔婆は一基から二基となり、禮拜の對象たる地位を金堂に委ねて莊嚴的な立場にまで變質された。それは或は中門の外へ、また更に南大門の外部にまでも移されたと説かれてゐる。この過程はなほ種々と説かれ、様々な研究も公にされてゐる。それなのに、いま殊更にこの飛鳥より天平への推移について書かうとする。それは外でもない。いまこの時局に立つて、我々が新しい世界を創り出さうしてゐることを、深く自覺して今更のやうに我が國の古典を反省するからである。『撃ちてしまふ』といふことは、畏くも神武天皇の御創業の思召しでもあつた。いまや今次聖戰の完遂こそは全世界の全人類が地球の上に新しい世界を樹立しやうといふのである。然もそれは決して一切を觀念的に變質しやうといふのではないであらう。

少くともその傳統に生き、その魂の呼ぶところに突進しやうといふのである。一大變轉はかくして渦を巻き、かくして新しい光の中に本來の姿が生き生きと現はれるのである。

飛鳥より天平へ。我々は千三百年の古へを回想する。そこにも大きな變轉があつた。飛鳥より天平への眞唯中には實は『大化の改新』が行はれたのであつた。たゞ『飛鳥』と呼び、たゞ『天平』といふけれども、前者は世界の變る以前であり、後者はその以後であるのである。自然のまゝの低濕地を農耕のアトリエとして山麓丘陵地に古居して聚落を営んでゐた氏族制度の世の中は、この改新によつて斑田制の公民公地の世の中と變り、律

令によつた百官の集權的な文化體制の時代となつたのであつた。舊體制はその態容を改めて、そして東大寺が出現したのである。新體制の樹立。それは今現在の我々も行ひつゝある。千二百年の昔には、これが『天平』となつて現はれたのであつた。

日本書紀(兼永本)によれば、百濟の使ひびとの奉獻した蕃神に對して『相貌端麗』と仰せ給ひし大御言葉を拜し奉る。西蕃諸國皆禮拜してゐるものを我が國のみこれに背いてよいものか。周公孔子も尙知らなかつた殊に勝れた佛様だ。とて崇佛家は我が國のものとしたのであつた。學者或はこの佛教文化の受容について種々論ずるであらう。

けれどもとに角かくして渡來した外蕃の教なる佛教文化が我が國に於て進展したのは實に尊くも、聖德太子の思召であつた。然もこの太子の御理想こそかゝる西蕃の文物の御攝取と同時に『大化の改新』への機運の構成にあつたと拜される。太子の御聖業によつて、實に『天平』は誕生したのであつた。『相貌端麗』なる尊像は今日の我々が拜すれば、或は『古拙』とするであらう。しかしこの『古拙』の中に、あの飛鳥佛の微笑の奥深く包容せられるもの、それが新體制を生んだのであつた。それは我が國文運に新しい方向を指し示したものに外ならない。

現時局に於て、大東亞に新しい出發を創めた我が國に同じく、盟邦諸國は歐洲にも同様の發足を行つてゐる。大化の時も、隋唐が出現した。新羅も半島を統一した。つまり當時も世界は舉げて變轉してゐる。塚本善隆氏の名著『支那佛教史の研究、北魏篇』の龍門石窟に現はれた佛教の研究によれば、北魏の時代には釋迦、彌勒の禮拜を中心としてゐたものが、唐になつて高宗、則天武后の時代になると阿彌陀佛が出現して、これが信仰

の中心となつてゐるやうである。支那佛教にこの變轉が見られる。釋迦の舍利を納めた塔婆を禮拜の中心としてゐたものが、佛の世界なる淨土を求める寺院へと進展したやうに思はれる。佛典は舊譯から新譯へと進みゆき、更に密教も現はれた。佛教の内容自體の變轉が行はれたのであつた。佛教文化の他の文化領域に於ても、同様であつた。我が國に於ても、聖德太子の思召は大化の改新となり、長柄豊崎宮、大津宮、淨御原宮、藤原宮と御代御代が進みゆくと、文運は頓に進展した。大自然の中に斑田制といふ國土計劃が樹立されて、指南車が現はれた。律令といふ制度の御制定は大宮居を都城となし給ひ、丘陵地の聚落は平原の眞中に遷つて都會が田園と分離するやうになつた。大寶元年の元旦藤原宮の朝賀には、大極殿に幢幡を樹てさせられ百官蕃使は列立して『文物の儀是に備れり』といふことになつた。このやうな變れが行はれて實に『飛鳥』は『天平』へと進んだ轉、このであつたのである。

古事記、日本書紀に拜する神々の御物語、萬葉集の美しい歌の數々、それ等は我が美しい國土の上の山麓丘陵地の人々に物語られ、歌はれてゐたであらう。口から口へとこの傳誦された尊い文化財は、文字といふ形式に盛られるやうになつて平地の文化人の記録とされたのである。これはまた同時に漢語による思索の方法をも伴つてゐた。

久しく金屬文化の所産たる財寶類を神々の御魂として崇め奉り、石上の神庫に神宮を御創立申上げた我々の祖先は、氏人の奉仕する氏の神と同様に多くの金銅佛の前に春秋の農耕の祈を獻げることを行つたであらう。大國魂の尊崇は或は金利奉安の塔婆の禮拜を、御國鎮めの御柱と同じ心でなさしめたかも知れない。それはやがて神佛習合ともなり我が國文化の進展の中に融けて行つたと思はれる。それはとに角として、渡來まもない我が國の佛教は、やはり釋迦、彌勒を中心としたもので丘陵山麓の聚落の氏族の中に鎮りました氏の神や、祖先を葬つた古墳の間に建てられた精舎で行はれてゐたであらう。高貴の御方々は申すまでもなく、氏の長上の御爲にこれ等の寺々は出現したものであつた。それでこれに仕へる佛徒等は實に夫々の氏の民であつたに違ひない。氏人等は己

が氏の農耕の稔りの幸を捧げてこれらの禮拜をつゞけてゐたことであらう。いま大和に残るかの飛鳥佛は實はこれが『大化の改新』の原動力であつたとはいへ、このやうなものであつたと思はれる。これが『飛鳥』なのである。『飛鳥』の寺では塔婆が中心であつた。神籬の御柱をめぐつたやうに、塔婆の周りをめぐつて禮拜した氏族の民が外つ國の神として埴輪と同じ泥塑を原型とした金銅像をも禮拜した。勿論その後の發展の要素を多分に含んでゐるが、法隆寺や四天王寺などの『飛鳥』の寺々はかゝる性格のものであつたやうに思へる。ことに最近、石田博士と末永雅雄氏とで調査を始められた所謂若草藍を想ふとき、斑鳩の丘陵山麓地に古墳と同じやうに構へられた『飛鳥』の佛寺の眞の姿がこゝに實にすへるのではなからうか。

また、最近須屋根が美事に出來上つて、瓦がとり除けられかけた法隆寺寺五重塔も、いまに解體されて調査が行はれると、『飛鳥』はどんな風に解釋されるか、なども思ふ。

『飛鳥』は『天平』へと進む。それは變轉した後の形式で現はされる。舍利信仰中心の伽藍は、『天平』になると佛の淨土が現世に出現したかのやうであつたと信ずる。まづ興福寺伽藍を想ひ起す。佐奴佐波と書かれた猿澤の池を前に春日の神々しい土地に建てられたこの寺には、金堂が三棟出來た。敦煌や當麻の淨土變相と同じやうな寶樓寶池の佛世界がこれなのである。更に東大寺伽藍の創建に想ひ及ぶ。今年が滿千二百年になるが、かの天平十五年の聖武天皇の詔を拜するとき、それには實に公地公民の奉仕する國家の寺院を自覺する。飛鳥の地に大宮大寺が建てられ、飛鳥寺が大寺に列して、寺院は國家のものとなつた。それが東大寺に至つて完成されたのであつた。僧侶は律令に規定された官の職員である。この佛教は個人の救ひよりも、國家鎮護のためのものであつた。そしてまた、これには塔、舍利といつたものより、堂、尊像といふものへの推移が窺はれる。巨大な金銅佛は、これも同じく泥塑を原型とした乾漆塑造といふ技巧による群像にとりまかれて、佛の領域を示してゐる。『天平』とはこれである。氏族の國家は領域にまで進んだのであつた。

かくして『飛鳥』は『天平』となつたのである。

佛教として我が文化史の上に独自の文化相を形成するのは、或は貞觀以後ではないかと思はれる。上代、つまり天平以前の佛教は、他の文化相と混然と統合されてゐたやうである。それで上代の佛教文化を反省するには、佛教といふ面のみを抽出し難いと思ふ。また、我が天平以前の上代文化を回顧するときにも佛教といふものを重大な要

素とと考へなければならぬことは申すまでもない。

そして『飛鳥』より『天平』への過程を想ふとき、殊更に『大化の改新』といふあの大きな變轉に意義付けたい。特に現時の世界と、我が國の現在とを自覺するとき。

(筆者は奈良縣囑託、關急囑託)

9 頁より

の高潮せる文化の感化を蒙り、後者は保守的に固有の古代文化に満足し、感情的に相容れず、しかしながら兩者とも多分に信仰と傳統的日本精神を有してゐた點に於て、ある聯關を有してゐたのであつた。例へば寺院に法會など催される時は、上下の別なく善男善女が相集り、法力の感涙に咽んだのである。

120年の飛鳥奈良朝の風俗は次の平安奠都から動搖し始めた。人心は一新して國民的自覺は昂まり、日本民族は宜しく唐文化に盲從せず、日本國民に適應した文化を建設すべしといふ目標の下に唐文化の堅壘は崩壊し初めた。こゝに藤原文化の國風が捲土重來し、さしもの唐文化は日本化され盡して新日本文化と化した。風俗も亦同徑路を辿つたのであつた。

爰に一言すべきは日本民族は心まで外國に侵蝕されないといふことで、唐文化心醉の奈良朝に於

てすら、大衆は固有の日本風を尊重し、貴族に於ても亦その方針を誤らなかつた。例へば皇室を尊重し神祇を敬祭することは毫も渝つてゐなかつたのである。今一つ之を住宅に於て見るも亦固有の習慣が残存してゐたではないか。

何はともあれ、飛鳥奈良朝の風俗は次の時代には殆んど姿を沒したが、しかし藤原時代の豪華なる風俗も、若し唐風模倣の階段がなかつたとしたならば、あの發達は望めなかつたであらう。この點で飛鳥奈良朝の風俗は全汎として謳歌せなければならぬ。

今我國は英米風俗を棄てゝ日本國粹を尊重しつゝある。これら外風もやがては咀嚼諳化され、日本化され、嚮きに藤原風俗の訪づれしと同じく第2の王朝風俗が到來する日の遠くないことを想見せられねばならぬ。

(筆者は京大史學科出身風俗研究所長)

會 告

昭和18年1月29日附京都寺町二條局消印の振替口座にて御拂込有之候金壹圓也は、拂込人、受取人共日本建築協會主事とのみ記入の爲、整理上困難致居候、就ては上記拂込人氏名及拂込目的(會費か徽章代か)等至急御通知賜度此段及急告候也

昭和18年3月

社團法人 日本建築協會主計

1

飛鳥から奈良朝といへば、天武天皇から持統、文武天皇を経て元明天皇和銅3年に奠都遊ばされた奈良朝御七代の期間で、年数にすれば120年に満ちない短期である。しかし此の期間に於て發展した日本の文化といふものは、實に偉大なもので従つて風俗の方面から之を觀察するも、また驚くべき變化と發達とが認められる。

この期間を政治上から回顧するに、時に小波瀾はあつても、朝權は漸次伸張し、皇威は北は蝦夷南は多岐（種子ケ島）夜久島に及び、反服常なかりし新羅も屢朝貢し來り、肅慎渤海も入貢し、國勢朝日の昇るが如き唐へは屢遣唐使留學生を派し、彼れよりも國使僧侶を遣はし、今の佛印から佛哲、天竺よりも波羅門僧の菩提仙那などが入朝するなど、當代は外交史から見ても亦輝かしい時代であつた。こゝに吾人は飛鳥奈良朝の文化風俗の外國的影響の偉大なるものあることにも想到せざるを得ないのである。

凡そわが大倭民族は、傳統を尙び國粹を尊重する保守的な半面、また外人を優遇親和し、若し我國よりも文化の優越した國に接すれば、直ちにその文化を吸收咀嚼せんとする極めて進取的な國民である。この國民性はこの昇平な時勢に恵まれて唐を中心として遠くは林邑（佛印）印度までの文化を遺憾なく吸収したために、風俗の色彩も亦極めて多彩なる美しさにあやどられるに到つたのであつた。

嚮きに孝德天皇の大化2年、大化の新政樹立せられ、閥族政治は混んで中央集權の制は布かれ、天下の土と民は擧げて公地公民となり、班田收授の法が採用されて租庸調の税法備はり、我國の經濟も確立したが、天智天皇の御代に近江令の制定あり、始めて明文の法制成り、尋で文武天皇大寶

元年に大寶律令が編纂せられて國民生活の上にも大なる規矩と指針が示され、社會の制裁も益加はつたのである。

當代の社會階級は宮中に奉仕する官吏や貴族、それに一般庶民、賤民の3種に分れ、官吏の中にも傳統的に昔からの門閥を誇る家あり、外に天武天皇の御時に定められた八姓（爵位の如き）によつて顯彰された貴族もあり、隱然勢力を有してゐた。庶民は當時「大御寶」とまで尊ばれた農民が大多數を占め、そこの外獵漁夫あり、様々の工業にたづさはる人々は雜戸といはれ、餘り尊重されず下層階級にあり、賤民は奴婢や陵戸被征服者、歸化民中にあつたが、これらは庶民に轉向するに可能性があつた。

彼等の經濟生活といふものは官吏貴族に位田、功田、職田、賜田があつて、何れも輸租（税を課せられる地）田であつたが、獨り懇田とて荒蕪地を開懇して得た地は、そのまゝ開懇者の所得となつたため、民間に私有地益増加し、それが又追々に貴族の有に移つて後に莊園の禍を招くに至つた。奈良朝の頃には貴族の勢力強く、農民の耕作を獵などによりて妨げ、耕土を蹂躪するなど横暴の行多く、その上天災も多く農民は窮乏之餘、盜人に化する者もあつた。即ち飛鳥奈良朝の期間は貴族と庶民の懸隔は、その權能にも富にも現はれたので、優秀なる文化の恩澤を享受するものは、庶民ではなく、ひとり緇紳貴族の間にのみ限られてゐたのであつた。

2

この時代の社會は依然として古ながらの家族制度が行はれて居り、所謂大家族制が多かつた。正倉院に藏せられてゐる山背（今の山城）愛宕郡雲下里の計帳には戸主出雲主の一家は2家族で32人

が住んで居り、戸主と妻、息男娘、戸主姉弟妹、従父、妹、母、雇人男女などが同じ棟下に雑然として住してゐる。中には妾寄人も同居し、124人を算する家庭もあつた。戸主の権は絶対であり、嫡子は之について勢力があり、男子と女子との権力には大分の差が認められ、奴婢は錢5貫で賣買ができたのである。

これらの戸籍を綜合すると、顔に黒子^{あつろ}のあるもの、頬疵あるもの、鼻赤のものや、盲人などが意外に多く、當時の保健の不徹底が考へられる。結婚は大寶令によると、男15、女18で許可され、男子は正妻以外に多くの妻をもち、女子は一夫を守る貞操を誇つてゐた。女子に七去の法があつて、姪佚、舅姑に仕へず、多言、盜竊、妬忌、惡疾、子なき時は去られる理由となつた。

彼等の家庭生活は古來行はれてゐた神ながらの道と韓土や隋唐から將來せられた儒教佛教思想の感化によつて、極めて圓滿に人倫が保たれたのであるが、特に國民精神としては罪と汚を忌む風習、勇敢な精神と共に風雅を好む精神が尙ばれ、又神佛を崇拜し、父母高年を尊び、妻兄弟幼少を愛する三綱五教を守る思想が先天的に備はり、自から家庭の平和を助けた。萬葉集にもある如く天皇を現つ御神として敬ひ奉り、大御心のまにまに水づく屍草むす屍となることを名譽の限りとしたことも、その勤勞生活に力を與へてゐた。

當時は近隣相倚り相助ける徳儀が盛んで、5戸が隣組をなした。男子は山野に出で、或は家業に従ひ、女子は染織裁縫に従ひ、職業は勿論世襲であつた。

この家庭生活の中、精神生活として戀愛といふ問題が取り上げられる。奈良朝に入ると戀愛によりて我が身の存在すら忘れ、戀愛で死ぬことなら千度位死んでもよいと告白した熱情の人すらあつて、戀愛が生活の全般を占むるかと思はれるのもあれば、又世の無情を感じ人生の儚さを嘆じて佛の信仰に生きるものもあり、支那六朝に流行した神仙同化思想に感染して現世を塵土芥と觀じ竹林に入り、或は酒に浸つて優游自適するものもあり、奈良朝に至つて庶民生活は極めて多岐となつたのであつた。

3

こゝに精神生活の方面を終つて、實生活の状態を追究せんとする。

先づ彼等は身を飾ることに相當力を用ひた。貴族は男子も髪を髻として、冠を冠り、平素は主冠といふ烏帽子形のものを冠つた。冠は羅や絹製のものである。家の中でも冠り禮にも取らない。この冠に時には梅の枝などを挿して風流を味はふこともある。一枝の美しい香りも高い梅花は、萬葉の歌人などには、見捨てられないほどの情熱を有つてゐたのである。之を「かざし」といつた。「もしきの大官人はいとまあれや梅をかざしてこゝにつどへる」の歌はこの消息を物語る。女子は唐風の髻を立て、結髪し、大禮には之に珠玉金銀の飾を施し、簪をさし、鉛の白粉を塗り、頬に紅をさし、眉を墨でつくろひ、眉間や唇の側に紅の點を打つ。これ花子といふ唐の化粧法の移入で、齒を黒めることも既に行はれてゐたやうである。即ち人工を施すことにより自然の美を補はんとする努力が婦人の間には相當に試みられ、飛鳥から奈良朝に至る程圓熟し來つたのである。

衣服には五位以上の官には即位、朝賀（元旦拜賀式）には禮服（大禮服^{ライ}）あり、平常の參朝服は朝服と稱し、庶民も亦公式には制服を着る。禮服は大袖といふ垂頸の袖と丈の長い上衣に白いズボン式の袴を穿き帯を結び垂れ玉珮といふ玉の瓔珞のやうなものを腰に吊し、牙の笏をもち太刀を吊すが、地質は綾を主とし、上衣の色によりて位を示す。朝服は筒袖の上頸（洋服の詰襟）の上衣に白い袴を穿き、革帶を洋服の胴メの如く鉸具でメめつけ、笏をもち太刀を吊すが、地質は絹で上衣の色は紫を最上とし、緋、綠、纁（花田）黃の順序となる。そして文官は上衣の掖を開かず、武官は掖を開いた。尤もこれは奈良朝を中心としていつたことで、禮服は大寶令以前はなく、朝服は推古朝以來の制定で、始めは丈も短く、掖も開かない衣で革帶もなかつたが、上衣の丈は追々延長し、天武朝には掖の開かぬを正式、開くを略式の衣とし、袴も略式の上衣には括袴（下で紐で絞るもの）を穿くこととなり、正装には革帶もできたのであつた。

次に貴族の婦人は禮服として上に背子^{カラキス}といふ袖

なしの腰までの衣を着、その下に男子同様の太袖（長袖）の衣を重ね、裾といふスカート^もを巻きつけ、帯を正面に結び垂れ、比禮といふ1丈もある長い裂を肩にかけた。衣服地は綾を本體とし、位により色が異なること男子と同じい。又女官の朝服は垂頸の筒袖の上衣に裾を腰に巻きつけ、帯をして比禮をかけ、地質は絹の染物で皮履を穿いた。

以上は官吏貴族の衣服であるが、その織物には錦綾羅紗絹を主とし、色は植物性染料を以て染め、色の種類には紫草より染めた紫、茜より染めし赤、紅花より染めし緋、山藍桑より青、刈安黄蘗^{ハネフ}より黄、月草より藍、椶より黒、その他茶色あり、碧色あり、朱華桃色あり、葡萄（紫の赤みある色）^{エビ}色あり、これらの染色は宮中縫殿寮で製せられる外、自給自足の家庭工業で行はれ、その染色の方法は浸染法による外、^{オウケナ}縞縞といふ紋り染は我國の古來の特技に屬し、^{ケツケナ}夾縞とて薄板に文様を透彫にし、裂地を挿み染料を注ぎかくして幾回も反復するは板締の起原であり、又板に文様を透彫にし、裂地の上に置いて上より彫目に蠟を流し、板を去つて染料を注ぎ、蠟を除いて文様を白く抜く^{ラフ}藤縞もあり、又裁文といふ裂地の文様ある所のみを切抜いて貼布する技術や、摺といつて型木に染料をつけて印刷し、或は型木を作つて裂地を貼布し、上より月草の花、萩の花、榛の皮、燕子花の花、忍ぶ草等で磨擦して文様を印する古代傳來の方法もあり、その他描畫文様、刺繡などもあつた。刺繡は撚糸のみが多い。

その意匠は衣服の形式と共に唐文化の盲従であつたといへる。衣服文様も多くは同一文様が同距離に同大に反復されたものが多く、文様の題材は植物を平面的に便化した文様が多く、又意味なき直曲線、圓、楕圓帽額、窠、龜甲、蔓なども用ひられ、同色の濃淡を作りて重ねる暈襪の方法は奈良朝意匠の慣用であつた。

以上は貴族の衣服であつたが、彼等は唐文化に陶醉し、その華麗な意匠をそのまま用ふるものも多く、この點で日本服飾は唐に盲従した觀があつた。

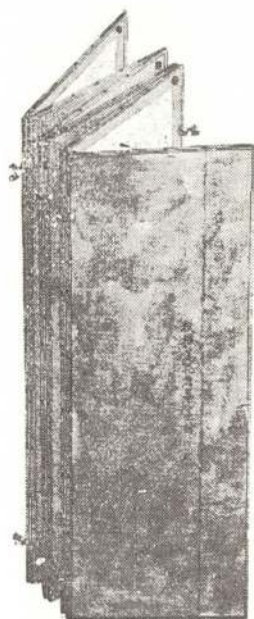
然るに民間に於ては衣服の形式は全然上代の衣に袴や裳で左衽に合し、地質も麻であり、又正倉院御物中には、今のメリヤスのシャツの如き、カ

ブリシャツの衿短きもの、今の和服に似て上下一枚の袖口濶い衣さへあることを見ても、民衆は唐文化の感化なく、保守的に上代服と同一のものを着して居り、また髻華髻^{ウツカヅリ}などいつて、木の枝を頭にさし、蔓草を鉢巻にして飾としてゐたことが萬葉集に見えてゐるところを考へても、飛鳥奈良朝の上流社會と一般民衆とは文化の隔りが霄壤も嘗ならざる相違があり、生活程度にも格別の懸隔があつたことが分るのである。

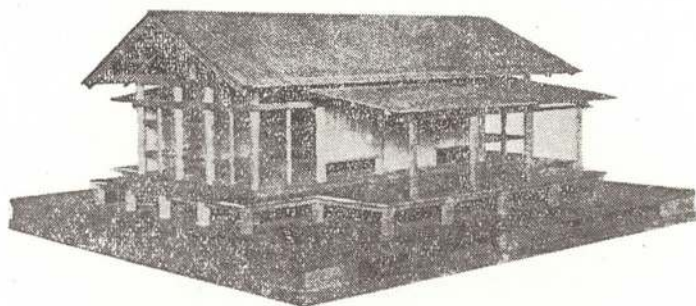
その服飾生活が叙上の如くであつたから、況してその住居に至つては又同様の傾向が看取されざるを得ない。

大和藤原宮も相當立派なものであつたと想像されるが、奈良の都は唐その他の國との對面上、半永久の構作をせられたのであるから、輪奐の美もあつたことは想像に難くない。青によし奈良の都はさく花の匂ふが如く今盛りなりの歌は如何にその都市の美を盡してゐたかゞ分る。上は一條から九條に至る大都市の北部に宮城があり、宮城の大極殿の構造も平安朝のものと大差のない碧瓦、朱柱、磚敷の唐式建造物であつたことも推測され得るが、その大極殿の朝集堂が現在奈良唐招提寺講堂であるとしたならば、大極殿の宏壯もさこそと思ひやられるのである。

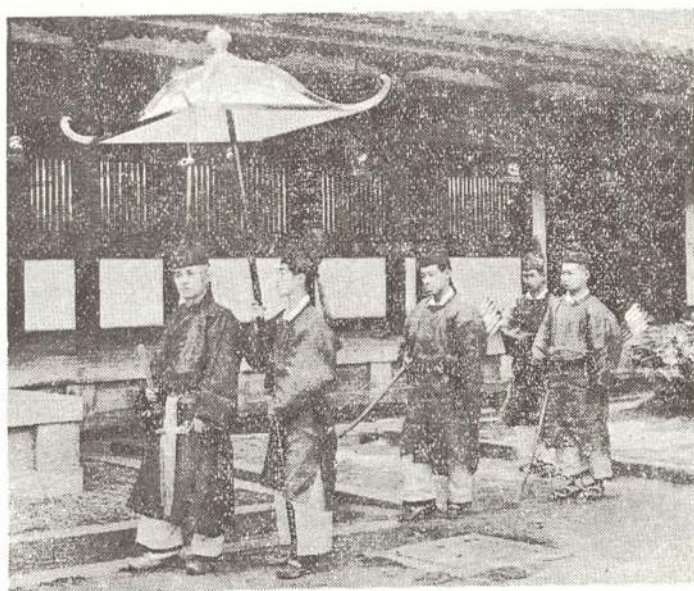
しかし内裏即ち天皇のおはします御殿は恐らく大極殿式の構造ではなく、住宅建築としては御便宜の宜しいやうに出来上つてゐたであらうが、今日は文獻不備で判明しない。貴族の住宅に至つても現今残存するものなく、僅かに橘夫人の住宅を法隆寺に寄進せられ、傳法堂と名づけられて法隆寺の東院夢殿の北にあることは誠に心強い限りで、これによつて當時の住宅様式が窺知せられるのである。この堂は建築研究家の悉知せられる如く7間4面單層切妻造の本瓦葺で、内部は中央5間2面を内陣にし、天井は全部化粧屋根裏で、圓柱が並列し、南は簀子で勾欄なく、廂は一段高くその間には格子ではなく壁と連子や妻戸を有してゐる。内部は板敷で廂と母屋を區別し、二重虹梁を架し、上に蓼莪を置いて組み上げられてゐるので、その木割は細く全手法が輕快なることも前身が住宅であつたことを首肯される。當時の住宅建造物としてはこれ以外にはないが、最近關野克氏



屏風 (奈良正倉院藏)



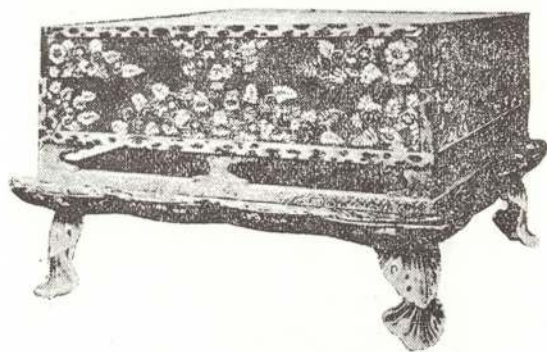
奈良朝住宅 (關野氏復原)



奈良朝文官參内 (服裝)

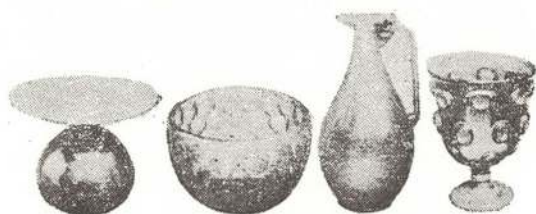


奈良朝上流婦人服裝

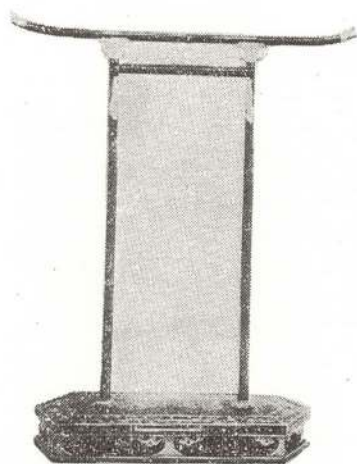


御箱 (奈良正倉院藏)

により復原された紫香樂の藤原豊成の別邸は、住宅建築の様式を更に明確なものとした屈強の史料であつて、奈良朝住宅建築史に一光明を與へたものであつた。その内容は同氏著の日本住宅小史に見えてをるが、その雛型も作られてゐる。それに従へば家は5間3面で前後中央に廂が突出し、板葺床は板敷、周圍に簀子が繞らされ、柱は徑1尺2寸の圓柱で3尺程土中に埋められて古代の掘立柱とし、廂の吹放の柱は角柱であることも注意を要する。(平安朝にはこの形式あり)棟には棟覆を妻に破風を設け、周圍は板壁、戸は正面に兩開の扉となり、正面に3間、背後に1間を占め、窓は背後に連子となり、輕快なことは前述傳法堂よりも更に進歩したものであるが、形式として掘立柱、板敷、板葺、妻戸、板壁が古き傳統から我國に於て發達し來りたる構造なるに反し、連子など唐風を加味したことは、和唐混和を意味してゐるもので、當時屋根は住宅には切妻、板葺多くその勞作に堪へるものは瓦葺とし、丹塗とされたことは聖武天皇神龜元年の詔にあり、板敷とし丸柱を



ガラス食器 (奈良正倉院藏)



衣架 (奈良正倉院藏)

用ひ、戸は妻戸、壁には土板ありしことは疑を納れず、藤原仲麻呂邸は東西に樓、南門も樓門造であつた。以上は貴族邸であるが、その中の調度などは、現に正倉院の中に御保存あらせらるゝ御寶物によりて想像が出來、生活の豪華も判明するのである。

先づ屏障具では屏風がある。これは正倉院にも藏せられてゐるが、最初は朱鳥元年新羅から輸入されたもので、正倉院のは唐風であり、六曲で一扇々々が離れ梓の内側の上下の孔に革紐組紐を通して連結されてをり、梓の四隅に圓い木が打たれて摩擦を防がれてゐる。帷帳や簾もあつた。坐具には榻といふのが床几式のもので、足に反あると直なのとがあり、胡床といふのは靠れを脇掛のあるので、靠れのみもあつた。床といふのは長椅子で、床に棧を打つ、褥は蒲團で、軾には裂製で心を入れ、體をもたせ掛るものと挾軾即ち脇息とがあり、箱形の木枕もある。疊には菅たゝみ皮疊綾疊がある。家什具には厨子といふ扉付の箱あり、棚あり、雜物は唐櫃に入れ、箱には木箱や葛で編んだ箱、網代箱あり、木箱は漆に螺鈿水晶鼈甲を嵌入したものや彩色のもの、組木細工のもの、形も四角、六角、八角さまざまあつて、その臺付もある。衣桁も紫檀製であり、火鉢は火舎といつて大理石や金銅製で丸形、足は獅子になつてゐる。薰爐といふのは圓い銀透彫の香爐で上から釣り、中の爐が常に安定するやうできてゐる。貴族は常に香を焚いて之を嗅ぎつゝ樂んだのである。

彼等の食事は五穀の中、玄米を常食とし、之を蒸籠即ち飢^{コシヤ}で蒸して強飯として朝夕2回食するので餅は神佛に供へ、副食物に野菜、魚類、鳥類獸類^{イナ}もあつたが、屢殺生禁斷の令があつたため、生物は餘り食はない。就中牛馬雞は一切食しなかつたことは、牛馬は耕作を助くる恩獸、雞は天照大神に仕へしといふ廉で殺さなかつた。調味には醬^{シユ}、鹽、酢、甘味は甘蔓から取り、食器は土器が主で上流には銅銀器、磁器、木器、玻璃器があつた。盤は最も淺く、坏、碗鉢はやゝ深く、瓶壺甕などは更に深く、酒を入れるものもあり、正倉院には鍋もある。當時の御馳走は楡の粉に鹽を合せ、蟹を漬けたもので、營養食は鰻と茅の花であつた。酒は白酒黒酒^{キウキウ}などあり、吉備酒も飲まれた。

以上は貴族の生活であるが、民衆は全く低級な生活を営んだ。曲廬即ち歪んだ小屋の土間に藁や藁を敷き、食器に桐葉を枚手といつて飯の臺とし貧民は肩衣（手なし）を着て圍爐裏に暖を取る有様であつた。

即ち生活相は貴族と庶民との間に雲泥の相違が認められた。

4

これら貴族の日常の生活は誠に楽しいものであつた。家にありては感極れば折にふれて和歌長歌旋頭歌を作つて謡ふが、時に歌による滑稽に笑ふことあり、音楽は彼等の最も好むところで、六絃の大和琴の外七絃の支那琴、阮成、箏篋（立琴）新羅琴（十二絃）尺八、琵琶、笙、腰鼓、鉦などの唐韓傳來の樂器を奏し、推古朝の小懸田舞、持統朝の折節舞 天武天皇御時に成りし五節舞などの日本舞踊や伎樂舞樂も行はれた。伎樂は百濟味摩之が推古朝に教へしもので、舞樂は百濟高麗新羅唐林邑天竺の傳來もあつた。

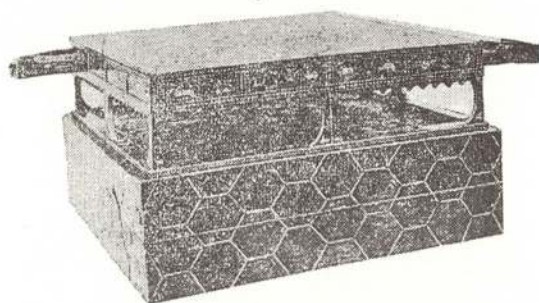
四季の折々につれ自宅で梅花の宴、蓮、紅葉、雪見の宴を催し、時に双六、彈碁、投壺、碁などに夜の更くるを忘れた。双六は本双六で盤上に於て采を二つ轉がせ己の駒を進ませ、敵の陣地に早く



打毬と毬杖

入りしを勝とするもの、彈碁は石を弾きて他の石を落す遊、投壺は矢を壺へ投込む遊である皆何れも唐よりの傳來であつた。

これらは室内の遊戲であるが、野外の遊戲としては四時風光の美を賞するためのそよ歩き、などもあるが、春日野などは就中彼等の心を眩所であつた。花につけ月につけ雪につけても、彼等は



碁盤（奈良正倉院蔵）

心をときめかすのであつた。年中行事として彼等は屢外出した。かの正月上子日には丘に登り四方を眺観すれば陰陽の靜氣を得て憂を除くといふ支那の迷信によりて丘に登り、又

年の始めに若菜を摘むといふ遊びもあつた。3月3日には曲水と稱して上流より盃を流し、手元へつく迄に詩歌を作る遊をなし、5月5日は藥獵と稱して菖蒲文を採り、多量を争ふ遊あり、7月7日は竹竿に五色の糸を吊し、瓜果を陳ねて牽牛織女の二星に手向け詩歌を作る。9月9日は菊酒を酌むなどの娛樂あり、野外の遊戲には打毬とて毬杖といふ杖で毬を打ち、敵よりも早く毬を球門に入れしを勝とする遊は非常に盛んで、正月の遊であつた。神龜4年正月諸王子諸臣が春日野で打毬をなし、宮中侍臣がなかつたので 天皇逆鱗遊ばされしことさへあつた。男兒には彈弓の技あり、歌垣とて男女野山に出でゝ歌を謡ひ踊る風習は盆踊に似たもので、この間に男女互に戀を語り、縁を定めることすらあつて、彼等の最も楽しみとすることであつた。



箏篋

5

以上で大體飛鳥奈良朝の生活相を説き了つた。之を要するに、此の期間の風俗は貴族と庶民の二階級に分れ、兩者の享受する文化、兩者の生活相はその懸隔雲泥の相違があり、前者は主として唐

法隆寺に於ける國寶保存法による修理未了の國寶建造物を悉く修理する計畫が實現して、昭和9年4月から着工されたことは周知の如くであるが、以來約9箇年を経過し、程なく東院伽藍の全建築を竣成せんとしてをり、西院の方では食堂、細殿、東大門、大講堂、西圓堂、地藏堂の修理を了り、目下五重塔は假設工事を終つて解體に着手した所、宗源寺四脚門は解體を終り、間もなく聖靈院の工事に着手の運びにある。(現に行ひつゝある修理は、建物を一旦悉く解體し、充分調査の上、腐朽材や破損材を新材に取替へ、舊形式に従つてこれを組立てるのである。) 尙金堂の修理に關聯し、それと不可分の關係にある壁畫の保存に關しても、その對策が研究され、その一部として壁畫の模寫が行はれてゐることも周知の通りである。今回編輯子から其の工事の實際に就いて書けと云ふことであつたが、直接仕事に携つて來た者として、少し工事の内面に割入つて、今回の修理の性格を歴史的に反省し、その意義を明らかにしておきたいと思ふ。

事は法隆寺のものに限らないが、修理に直面して認識を新にしたことは、唯今のこの修理が、此等の建物に取つて極めて重大な立場にあると云ふことである。此事は修理を單に元通りに再び造るものと單純に考へてゐる人に取つては、いくら重大に云つても言過ぎにはならないと思ふ。この事を理解してもらうためには、修理前に於ける建物の實情、即ちその過去に於て如何なる取扱いを受けて來たかを充分説明する必要がある、それが了得出來れば、今日の修理の擔ふ立場も自ら明らかになつて來るのである。

木造建造物はその性質上、修理を受けることが不可避であるが、特に法隆寺のものゝ如き比較的時代の古い建物では、一再ならず大小の修理が繰

返されてゐる譯である。それは誰しも容易に想像がつく所乍ら、中には想像が過ぎて、法隆寺の金堂などでは修理に修理が加へられて、當初のまゝの材料を残してゐるのは柱の數本に過ぎなからうと云ふ如き説も飛出してゐるので、矢張沈黙してゐてはいけないと思ふことである。建物により事情を異にしてゐて、一概に言はれないことではあるが、數次の修理を受け、殆ど外観を一變してゐる如きものでも、軸部や斗拱迄解體されてゐる様な場合は極めて稀である。法隆寺で昭和9年以來修理して來たものゝ内、軸部迄解體されてゐると見られたものは夢殿、東大門及び東院四脚門のみで、屋根の一部、縁廻り等を除いては殆ど元のまゝのものも鎌倉時代以後の建物には相當あり(西圓堂、地藏堂、東院舍利殿繪殿、同南門、北室院表門、宗源寺四脚門)其他は軸部軒廻りの一部迄元のまゝで、主として屋根及び造作が改造されてゐた。然らばこの中古に於ける修理は如何なる性格を持つものであるか、それが次の問題である。

今日の修理は云ふまでもなく、歴史乃至美術の立場からの保存を目指すもので、極めて反省的なものであるが、過去に於ける修理は勿論そうした反省的なものではなく、大體次の様な目的を持つ場合が考へられる。

1. 腐朽又は破損した部分を取替へる。特に雨漏を生じた所、直接地面に接する所や、通風が悪い所等に起り易いことは今も變りはないが、松材の粗惡なものを使用されてゐた如き場合には、大改造を要し(東院廻廊)古材の一部を採用の上建替への必要を生ずる様なこともある。(東院四脚門)

2. 風蝕による減りや磨損等の甚だしい場合。軒先、破風、縁廻り、戸口窓廻り、床等。此等は必ずしも絶體使用に堪へぬに至るを待たず取替へ

られることがある。又前項のものと異なり、一部分のみを取替へたのでは納りがつき難いから、取替へるとなると、或る部分全體に取替へられることになる。

8. 離脱變形等の甚だしい場合。此等は小屋や床組等の構造の不完全な場合等に生ずる。鎌倉時代以前の小屋の残されたものは極めて稀である。これも改造する際には一連のものを悉く新にするのが普通である。又離脱垂下等を防ぐために補強材を挿入する場合がある。(金堂、五重塔の支柱補強貫等)

4. 使用上の目的乃至は裝飾のため模様替へを受ける場合。(大講堂は元八間堂であつたが、漸次九間堂に轉化した。)

以上により修理を受易い場所は大凡見當が取れたであらうが、前記の如く屋根、軒先、造作等のみの變更される場合の多いのも頷かれやう。(金堂や塔の下層造作のよく保存されてゐるのは、材の頑丈で良質であつたことその他、裳階により保護されて來たからである。) 此處に一つの例外は夢殿の場合である。永萬の大修理後間もない寛喜の修理に際し、軸部の一部を除き悉くこれを解体し、再用した肘木もこれを切縮め、斗ともその曲線を改め、造作及び軒廻以上全部これを新造してゐるが、(但し大體は舊形式に倣ふ)これらはむしろ當時の信仰に基因するもので、後記の如く、當時法隆寺では修理改造後間もない管の聖靈院、舍利殿繪殿等を新造してゐるが、これらは何れも當時の信仰の焦點となつた建物で、夢殿も程度の差こそあれ、同一範疇に入れて考ふべきものであらうと思ふ。この例外を除けば、過去の修理の方式は大體に於て前記の如くであるが、こゝに注意すべきは一旦修理の必要を認めて取外した部分は最早再び舊材を使用し、元通りの方式で修理することなく、改造時の方式によつてこれを新にすることである。實際問題として、風蝕變形等の甚だしい材を尙も變形の残つた建物に取付けることは不可能なことで、當時としてそうしたことはむしろ當然と云へるが、この事は現存古建築が既に原形を損してゐることで、重大な事柄である。尤も此等の後補も一つの歴史的事實であつて、其の限りに於て後補の方式そのものに歴史的意義を見出すこ

とは出来るが、そのことは原形の持つ歴史的乃至藝術的價値の犠牲に於て發生することであることを見失つてはならない。

保存上最も理想的なものは原形を少しも損せずそのまゝ傳へられてゐる場合であるが、それは中尊寺金色堂の如く、早くから覆堂の如きで保護されたやうな特殊の場合を除いては望み得ないことである。次にたゞ風蝕及び一部破損甚だしくとも、後世修理の加へられてゐない場合、又は後世變更を受けてゐても、單にあるものを附加してゐるのみで、それを除けば原形を復し得る場合、(法隆寺金堂五重塔の裳階の如き)が望ましいが平安以前のものに於ては、多かれ少かれ後補をまぬがれてゐる場合はないこと前記の通りである。第三に既に原形を失はれてゐても、尙原形の痕跡を留む場合がある。これは箇々のものゝみでは多くの意義を伴はなくとも、それらを総合的に研究する時は、原形の復原が可能な場合が發生するのである。(第1圖説明参照)痕跡もそれが一方的な場合には決定的な結論を得難いこともあるけれど、幸にして失はれた舊材の一部が、小屋とか床下等の見隠れに轉用されてゐて、それが結論を決定的にすることがある。(第2圖参照)今日迄の修理が多くは根本的な解体修理ではなく、一面原形の一部を惜し氣もなく破壊しておき乍ら、舊材を見隠れに轉用したりして、(故意に残したものでないから、今一息と云ふ所で遺憾なことも少くはないが)案外素直にされてゐるので、それらを周到に吟味し、綜合する時は、一見全く無に等しい様な所から、全面的の復原が可能な場合すら生ずるのである。勿論これは言はゞ偶然に頼るのであるから、必ずしもいつの場合にも完全な復原が可能でないことは言ふまでもないが、それでも或程度の復原の可能なことあり、少くとも學術的に見て貴重である。古建築の今日の狀態は例へば傾きかけた素封家の様なもので、これを不用意に碎いてしまへば一切の可能性は吹飛んで、額面通りしか残らないことになるが、用心深く検討すれば見えない可能性が浮び上つて來るのである。然も一旦手を入れてしまへば、次の機會には最早舊痕跡も單なる痕跡に止つて、それが再び具體化する可能性が失はれるのであるから、この意味に於て

今日の修理は多かれ少かれその建物に取つて歴史的轉機を與へるものであることを知らねばならない。従つて今日の修理工事に従事する者は、爾後の場合と異なつて、特にその責任が重大である。我々が祖先より受けた文化財を重視するならば、今日の修理を如何に鄭重に扱つても過ぎることは無い。

今日の修理の重大な所以は單に上記の如き一つの厚生の機會をなすことのみに止らない。原形をよく傳へたものであれば尙更、これを解體して徹底的に修理する如きは初めてのことであらうし、そして今後共餘りありたくない事柄である。既に今日解體修理を要するのは一面平素の手入れが不充分であつたため、今後は可及的に避けたいことであるが、これを徹底的に修理するからには、建物の真相を充分に確めた上でしないと消極的に見て失ふ面が決して少くないことを銘記しなければならない。今日の如き解體修理を危険視する人もあるが、往古の修理の如く、解體した部分のみを任意に作つて行くのであれば、部分的修理も可能であるが、そうでないとすれば、それでは真相がつかめず、却つて原形を失ふこととなる場合が多いのである。尤も折角の解體修理も不用意になされたのであれば、一部を失つても一部を残されるのに劣ることとなるは勿論で、それだけ今日の修理は責任が重いのである。今一つ（これは杞憂に過ぎなければ幸であるが）木材入手の點よりするも、今日の修理は重大な立場を持つのでないかと思ふ。既に今日舊材に見る如き巨材や良材は入手に困難となつてゐるが、今後特に國寶建造物の修理用として山林の保存が保證されなかつたならば、恐らく加速度的に適材の入手は困難となり、修理の様相も一變することとなるのでないかと思はれるのである。

一般論が餘りに長引いたが、法隆寺に於ける修理の歴史を辿つてみると隨分と曲折がある。古く記録にとゞめられてゐる所では貞觀年間(1519)に於ける東院の修理がある。時の功勞者道詮律師の像が創立の發願者行信僧都の像と共に夢殿に安置されてゐるのを見ても、その規模の輕少でなかつたことを示すが(三代實錄に、貞觀元年に道詮が東院堂舎修理等の料として水田7町4段の施入を

請ひ、許されてゐる記事がある。) 今回修理の際の發掘調査によれば、東院創立當初の南大門、中門、廻廊、七丈屋等は掘立柱であり、又これらは東院資財帳に檜皮葺とあり、當時相當な慘狀を呈してをり、殆ど再建の要に迫られたものと想像されるのである。

延長年間(1583)の焼失による大講堂等の再建も大事業であつたが、別堂記等の記す所によれば平安末から特に鎌倉時代に於て大規模な造營が續々と行はれてゐる。即ち屋根替程度の形式に影響少いと見られるものを除いて、

保安初年頃(1780) 顛倒してゐた東室大坊新造
南端を聖靈院とし太子を祀る

久安二年(1806) 大講堂大修理

東院廻廊修理(顛倒せる北面廻廊新造)

保元三年(1818) 五重塔修理

應保三年(1823) 東院鐘樓新造

長寛二年(1824) 東院繪殿改造

永萬元年(1825) 夢殿修理

承安二年(1832) 東院禮堂に庇を附す

建久四年(1853) 夢殿天井新設

承久元年(1879) ○東院舍利殿繪殿新造

寛喜二年(1890) 夢殿大修理 ○東院禮堂新造

嘉禎二年(1896) ○東院廻廊新造

建長元年(1905) 西圓堂新造

文永五年(1928) ○西室三經院新造

弘安七年(1944) ○聖靈院新造

文保二年(1978) 上堂造營始

こゝに注意を要するのは、焼失等の結果止むを得ず再建されるのでなく、舊堂を毀つてこれを新造したものゝ多いことである。(○印のもの)これも一種の修理の延長と見ることが可能で、破損程度の甚だしかつたものや、當時の信仰上新に重要視されてきたものは、寺勢の盛大にまかせ、これを新時代の要求に應じて新造してゐるのである。

(禮堂は床附の廣い堂に變り、舍利殿繪殿は前の廻廊を除き、前面に一間の禮堂を附加した。) 偶大講堂五重塔、夢殿の如きが新造をまねがれたのは、建物が大きく、堅牢であつたことと、特にその傳統を尊んでこれを重んじたことにも基因するのであらう。

次に目立つのは應永(2054)から數十年にわた

る屋根を主とする修造の流行である。法隆寺の屋根瓦の大部分はこの際改められて古いものを餘り傳へてゐない。瓦笥書を多量に残した瓦大工吉重はこの時代の代表人物である。尙東西兩院の南大門はこの期の新造になるものである。

然し法隆寺全般を短期間に大修理した最も大規模な工事は秀頼により慶長五年（2260）より數年に及んで行はれたものである。今日の調査に基いて歸納してみると、その工事は又一貫した性格を持つもので、各建物を略一律な方針の下に修理してゐることが知られる。用材は松材を多く混じ、檜材も材質粗悪で、仕事も材料に相應しており、素木造の床張式宮殿風な建物には餘り手を觸れず軸部には盛に貫を通してこれを固め、軒廻、屋根及び造作の改造を主としてゐる。法隆寺の妻飾や屋根でこの際の改造を受けてゐないものは少く、素木造の丁寧な造作を除いてはこの際の改造をまぬがれたものは少い。此の修理は荒廢した寺の慘状を救ふには役立つたであらうが、一面今日から見て惜しみて餘りある數々の大規模な破壊をしてゐるのである。

次に最近の全般に及ぶ大修理は元祿の修理である。（元祿九年2356より十一年頃迄）この際には寺寶を江戸に出開帳して淨財を募つた程で、慶長修理の際の如く財政は豊かでなかつた。五重塔は桂松院の寄進で出来、初年の西院伽藍を主とする修理は順調に進んだ様だが、東院の方に及んだ頃は段々工費にも窮して來た如くである。この際の諸記録は比較的よく残つてゐるので、その真相も知り易いが、屋根替の他は構造主體に深く及ばず、部分的な修理が多く、石工事や築地塀の改築等を相當大規模に行つてゐる。大講堂の西一間庇を本屋に取込み、佛壇を新造した如きは、その内でも大規模なもので、金堂、塔等に例の彫刻を加へ、金鍍の飾金具を打つたりしたのもこの際であるが、慶長修理の際と異なり、舊形式を大膽に破壊する様なことはしてゐない。

次いで今回の修理は實に未曾有の大修理となるが、その性格は上記の何れとも異なつたものであることは最早説明を要しないであらう。尙こゝで歴史的に見て奇縁と云ふべきは、今回の修理に當り、苦心慘澹たる研究の結果、主として慶長の修

理に破壊されたものを一部取戻して復原修理をなしつゝあることである。然し研究の成果はそれのみに止らず、鎌倉時代改修前の夢殿、既に失はれた東院禮堂、廻廊、舍利殿繪殿の前身建物（第3圖参照）焼失前の大講堂、傳法堂の前身（第1圖参照）等に関しても、柱等に残る痕跡や轉用古材の調査、或は地下發掘等によつて或程度の研究が成立してゐる。尙更に今一つ遡つては東院伽藍創立以前に於ける同地の遺跡が地下の二重發掘（發掘された東院伽藍遺跡と重つて更にその下から發掘された。第4圖）によつて明るみに出されるに至つた。これは恐らく東院伽藍草創以前に存在した聖德太子の斑鳩宮跡と見られるが、發掘されたのはその地表の一部と掘立柱生込みの穴と見られるもので、これによつて或程度その平面と規模を窺ふことが出来るのである。

此等の事項は順次工事報告として發表されることになつてゐるが、更に續く五重塔以下の工事に於ても種々な成果が期待される次第で、此等建築史的乃至文化史的に貴重な資料は今回の大修理の副産物として入念に記録され、後世に傳へらるべきものである。そしてこゝに特に注意したいことは、こうした資料は今後無盡蔵に出るものではなくて、今回が最初の最後であると云ふことである。尙平安以前の建物はこれで殆ど修理し盡される譯であるから、この方面の學術的研究は今こそ高潮點にあるべきで、昭和の御代の名にかけて、遺憾なからしめないならば、後世に顔向け出来ることである。

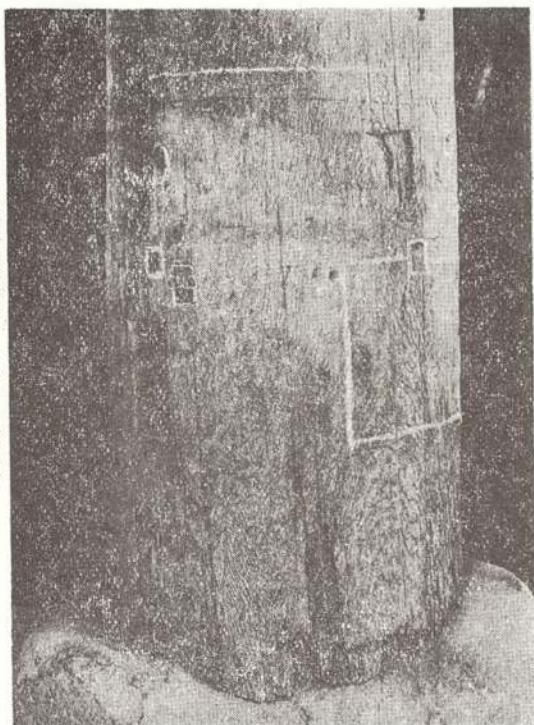
以上極めて不完全乍ら、今回の法隆寺修理の實際を語つて、その性格を歴史的に反省し、その立場の特に重大な所以を明らかにせんと試みた次第である。（筆者は法隆寺國寶保存工事々務所技師）

附 圖 說 明

第1圖 傳法堂内部柱腰下に存する諸痕跡

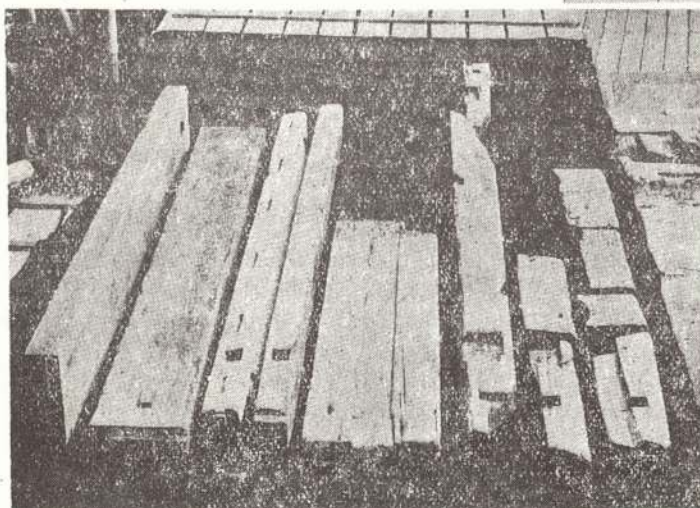
此柱の腰下には多數の栓の埋殘されたものや釘穴や幽かな凹凸がある。尙仕口穴や欠込み等もあるがこれらは後世附加されたものである。始めこの栓や釘穴に就いては何も判らず、謎の存在に過ぎなかつたが、各方面から綜合的に吟味して來ると、こゝに前身建物と創建時の傳法堂の痕跡が重

第一圖 傳法堂内部柱腰下に存する諸痕跡



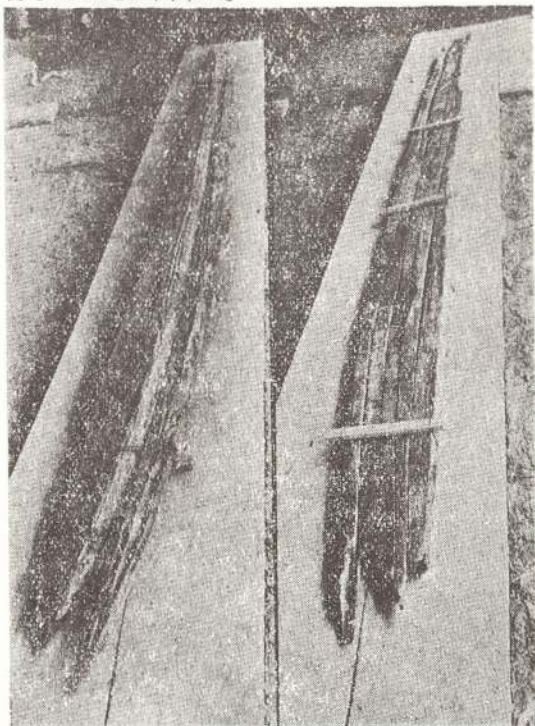
つておることが判り、栓は床板下を留めるもの、四角に白線で囲んだ所に傳法堂創建時の床板受取付の型あり、前身建物の時には此柱は妻の柱で、上方の白線はその際の腰長押及び床上端に當り、長押下留栓や長押留釘穴、さては長押取付のために生じた風蝕型や床板上の摺減り迄認めることが出来るに至つた。これに關聯する床板受、腰長押床板斷片等は別に發見されてゐる。以上の區別がつくことにより、他の資料と合はせて、創建時の傳法堂と同時にその前身建物の存在とその性質が不動のものとなつて來たのである。

第二圖 傳法堂發見の舊戸口部材斷片



第2圖 傳法堂發見の舊戸口部材斷片

發見された舊戸口（前身建物より踏襲されたもの）に關する部材の全部である。此等の内には現に多少縮少して同用途に使用されてゐたものもあるが、（方立）多くは床下や小屋裏に轉用されてゐたものを隈なく探して集めたものである。中にはあちこちから別々に現れた材がピッタリと綴り合はされて、辛じて全長が完成したものもある。（右より三列目、地覆）右三列は地覆、次は方立の外にそれと直角に置かれる材で方立の仕口がある。次二つは楣、左二つは方立。何れにしても、これと柱に残る痕跡と合はせて完全に舊戸口を復原することが出来る。



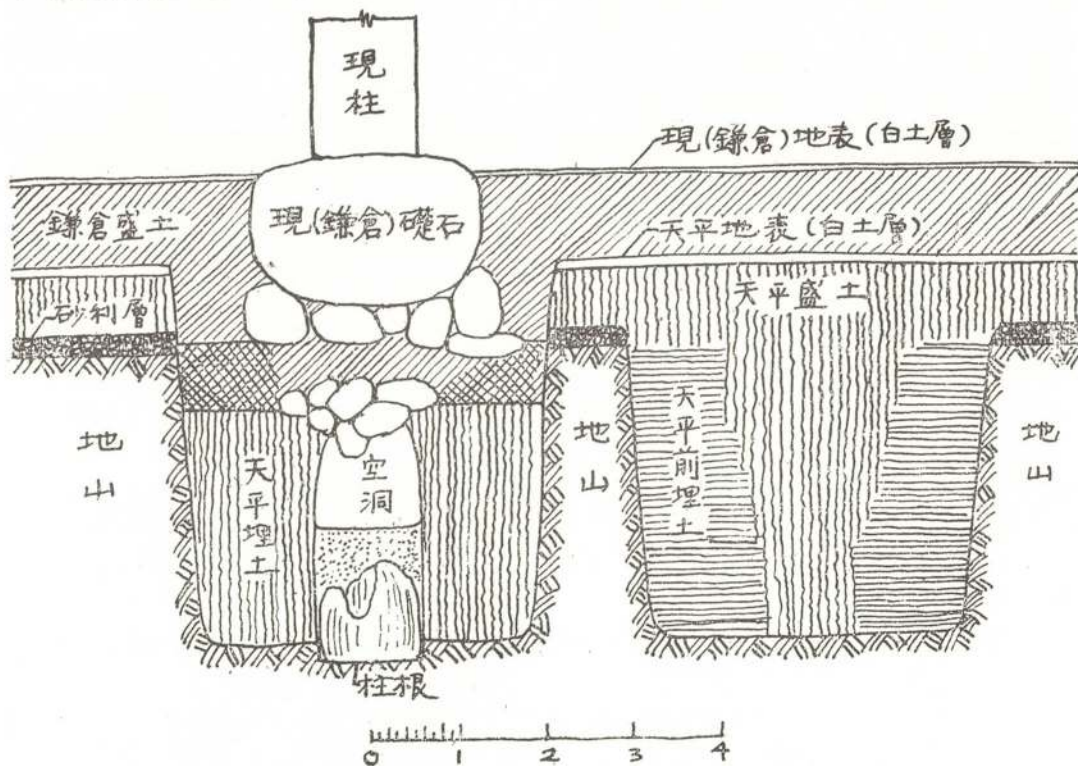
第三圖 東院舍利殿繪殿發見
前身建物の破風斷片

第3圖 東院舍利殿繪殿發見
前建物の破風斷片

東院舍利殿繪殿には前身建身に屬する各種の材が潜在してゐた。即ち、背面に柱及び大斗が各二箇再用され、大虹梁四丁が小屋梁に使用され、其他桁等の斷片や、柱多數が床下や小屋に轉用されてゐたので、此等より或程度その變遷や舊形を知ることが出来たが、こゝに破風の斷

片迄見出せたことは嬉しい収穫であつた。屋根の野地を作つてゐた木舞の内に、その風蝕により破風の切端と見られるものがあつたので、それらを丹念に拾ひ集め、木理等を辿つて集めて見た所、圖に見られる様な破風の一部が出来上つたのである。長さから云つても梁間二丈の前身建物に合ふ。平安時代以前の破風としては鳳凰堂の縫破風

が現存する位であるが、これは承久再建の折取外されたものであることがハツキリしてゐるので、その點よりのみしても珍重なものである。巾狭く上方は反り少く桁から外で急に反るが、これは遺憾乍ら木負から先の部分を缺失してゐる。裏面先下にある仕口(圖で右の方手前)は木負の仕口で、破風下端を漏れんばかりの所にある。



第四圖 東院繪殿下に於ける發掘の圖解

第4圖 東院繪殿下に於ける發掘の圖解

最も複雑に遺跡の重つた繪殿地下に於ける發掘狀態を圖解したものである。鎌倉再建の現柱石の下に詰石があるが、これを除くと少し下に更に別な詰石があつた。これは恐らく貞觀再建時の礎石下詰石である。その時の地表は現地表より約1尺低く、天平創建の際の地表と變りない様で、表面に白土層がある。この地表を辿ると舊葛石等に行當る。この下の方の詰石の一部が沈下してゐてその下に空洞を作つてゐたが、空洞の底を浚へるとその下から徑1尺2寸程の紡錘状の木片が現れた。これは天平創建の際の掘立柱々根がそのまま埋殺しにされて腐り残つたもので、中には木片が腐つて指頭大のものになつてしまつてゐたものもある。空洞はその腐朽によつて生じたものである。この

柱根の周りを地山に達する迄掘つて見ると、3尺立方の穴が出来ることが掘立柱を生けるために掘つた穴である。然るに先の天平の地表を割ると7~8寸下に砂利層あり、埋土を除くと又別の3尺立方大の穴が出来たこの内に柱根は無いが、これは拔取られたのである。天平の穴全體とこの穴の一部には焼けた壁土等を多量に含んでゐたが、この穴の周邊は清浄土で詰められてをり、前身建物が焼けた消息と古い穴がそれに先行することを明示する。天平の穴の系統とこの穴の系統とは方位を異にして統一し得られ、それによつて柱位置が見當づけられるので、舊地表の形勢と相待つてその平面も窺知し得られるのである。先の砂利層は屋外の地表で、所々後世破壊されてゐるが、廣い面積にわたつて平になつてゐたことが知られる。

法隆寺の東院の邊で建物の調査をしてゐた時に参詣の人から「法隆寺の壁はどこですか」といふ質問を受けたことが數回ある。多分金堂の壁畫を意味するのだらうと思つて、金堂への道を教へてゐたが、たゞお参りの善男善女の方でも「法隆寺には見事な畫のかかれた壁がある。大切な壁だ」とだけは聞かされて來て、現地で「法隆寺の壁はどこだ」といふようなことになるのだらう。それ程法隆寺金堂の壁畫は有名である。

法隆寺金堂の壁畫の價值については、天下周知のことであるので、今更述べるまでもないが、建物の周壁12面（大壁^{高約10尺}市約8.5尺4面 小壁^{高約10尺}市約5尺8面）に、實に見事な線と鮮かな色彩で畫かれた諸佛諸菩薩のお姿は、既に千年の歳月を経てゐるのであるが、今日なほその有りがたさを拜することが出来るのである。信仰の上から、歴史の上から、美術の上から、我國に於てかけがへのない貴重なのである。

この壁畫は金堂の建物の構造の一部である壁體の表面に畫かれてゐる。金堂の壁體は随分頑丈に出来てゐるらしいが、何と言つても土壁のこと、土や砂を藁や亞麻などの植物維織でかためて作つたもの。先づ壁の心の構造が弛んでゐるかも知れない。腐朽した箇所もあらう。その上に塗り付けた土壁であるから、いくらがつちり出来てゐたと言つても、既に千年も経てば相當老年期に入つてゐると言ふべきであらう。事實各所龜裂の認められる壁もある。壁そのものが危い。壁畫はその壁の表面に畫かれたもの、當然壁と運命を共にするものである。何かのはずみに壁がばさつとゆけば、壁畫は全くなくなる。危いものだ。

御老年の先輩方よりよく聞くことであるが、「僕の若い頃見た時にはもつとはつきりしてゐた。随分畫がうすくなつてしまつた」と言ふこと

はその顏料の剝落が相當あることを意味する。實際よく壁畫面を調べて見ると、畫かれた顏料の薄層が既に壁面より浮き上り、僅かに一部接着してゐるだけで、もしふつと吹きでもすれば、はらはらと落下する状態になつてゐる部分が相當ある。

一體どれだけ剝落するものか調べてみようと言ふことになり、壁畫に就いては其他にも随分色々な調査も行はれ、又行はれつゝあるが、顏料の剝落だけに就いての調査の一部の報告書は次の通りである。

金堂壁畫顏料剝落調査報告

1. 各月顏料剝落調査

金堂壁體ノ下部、地覆上、壁面直前ニ幅4寸長サ壁總幅ニ亘リ、亜鉛鍍鐵板製ノ受皿ヲ設置
ソノ上ニ白紙ヲ敷キ、硝子製文鎮ニテ押ヘ、壁
畫面ヨリノ剝落物ヲソノ上ニ受クルヨウ装置
シ、各月1回調査ヲ行ヒ、剝落シタル顏料ヲ其
ノ大サ、色名等受皿上ノ白紙ニソノ落下場所
ヲ記入ノ上試験管ニ色別ニ採取、壁土ノ剝落狀
況、塵埃其他ノ堆積物ノ狀況等白紙上ニ認メ
得ラルルモノ總テヲ記載シタル後、白紙ヲ新
品ト取替ヘ、1ケ月間放置ノ後又次回ノ調査
ヲ行ヒ、カクシテ昭和18年5月16日第1回ノ調
査ヲ行ヒテヨリ各月1回ノ調査ヲ繼續シ來レ
リ。ソノ結果ハ別紙剝落調査表ニ記録セル如
シ。

コレニ依レバ各月共多少ノ顏料剝落アリ、春
秋2回ノ壁畫開帳中及ビ春ノ壁畫開帳期ヲ終リ
テ後1ケ月間（學生、生徒、兒童ノ修學旅行期
ニシテコレヲ團體入堂甚ダ多シ）ニヤ、顏料
剝落ノ増加スルヲ認ム。昭和14年2月12日、關
ヶ原地方ヲ震源地トスル輕震程度ノ地震アリシ
モ壁土砂ノ極微細粉ノ堆積多カリシノミニシテ

地震ノ爲ノ顔料ノ剝落ヲ認メザリキ。

總ジテ6號壁、9號壁＝顔料剝落多ク、1.2.4.11.12號ノ各壁ハ剝落殆少ナリ。

2. 原寸大寫眞ト現壁對照顔料剝落調査

昭和18年11月15日各月顔料剝落調査ノ際6號壁受皿上＝緑ノ大聚落アリ、自然落下ナルカ人爲落下ナルカ不明ナルモ、各月調査開始以來ノ大剝落ナル故、昭和10年8月撮影ノ壁畫原寸大寫眞ト對照シテ壁面全部＝亙リ剝落箇所ノ調査ヲナシタル所、寫眞ト現壁ト相違セル所、即チ昭和10年8月ヨリ昭和18年11月15日迄ノ間＝顔料ノ剝落セル所ヲ數箇所發見セリ。依テ之ヲ初メトシテ續キ各壁共原寸大寫眞ト對照、剝落箇所ノ調査ヲナシタリ。之ノ結果ハ別冊顔料剝落調査圖＝示ス如シ。

總ジテ3.6.9號壁＝剝落多ク、1.2.4.10.11.12號ノ各壁＝ハ剝落少シ。以上

之は自分が法隆寺國寶保存工事々務所在職中擔當してやらせて頂いた仕事で、自分としては相當印象深い仕事であつた。

第1の調査は毎月1回であつたが、第2の調査は11月の中頃より始めて12.1.2月と全く冬の寒い季節に毎日毎日金堂に入りびたり、火の氣とて勿論何一つないお堂の中で、懷中電燈の明りを頼りに、あの壁面と向ひあつて暮したのであるから、この原稿を書いてゐる今が2月の嚴寒の候であるだけに、今更の如く思ひ出されてならない。

調査の結果は報告書記載の通りであるが、圖面、圖表が載せられないので、具體的にも一つと言ふ所がわかつてもらへず、申譯ないことであるが、とにかくこんなことをやつてゐた人間もあると言ふことを知つてもらへば幸ひである。

先づ第1の調査は壁の最下方に壁幅一ぱいの白紙を横長くひろげたのである。幸ひ壁の前には大きな枠を組んで、巻上装置の白布の蔽帳（カーテン）が下るように装置されており、春秋2回の御開帳の時期以外は常に蔽帳が下されてゐて、直接外部とは遮断されてゐる。この蔽帳は壁面より5.6寸前方にあるので、その足元に蔽帳の内らと壁面との間に白紙を横長くひろげたのである。剝落する顔料はどこへもゆかず、皆この白紙の上へ落ちるだらうといふ想定で、簡単な装置ではあるが、

之だけのことをして置いて、1ヶ月一度蔽帳を少しあげて、その白紙上にたまつた顔料を調べたのである。

やはり毎月幾らかづゝ落ちてゐる。赤・緑・黄褐色等色々ある。極く微細粉となつてゐるものもある。薄層をなし米粒大或はそれ以上の相當大形のものもある。大さの書けるものはその形を落下してゐる場所に原寸大で書く。色も何色と記入しておく。記入が済めばピンセットでその薄片を拾ふ。最初はピンセットでやつてゐたが、どうしても拾ふ時に壊れる。なるだけ落下してゐたそのまゝの大さで採取したいので、後程考へて、萬年筆を摩擦してエボナイトに磁氣を起させてそれに吸着させるといふ方法でうまく拾ひあげて、一々色別にして試験管に採集する。全くの細粉となると拾へないので、拾へるものだけは拾ひ、残りは羽箒で掃き集めて塵埃と一所とはなるが、之も別の試験管に採取する。蔽帳は下りてはゐるが塵埃もかなりたまる。壁土の細粒もある。柱や蔽帳装置の枠其他に塗つた丹土の粉末もある。同じ赤色でも丹土と壁面の顔料とは違ふ。かくしてすつかり拾つてから白紙を取替へ再び蔽帳を下し、あとはそつとして置き、1ヶ月経つてからまた次の採取調査をやるといふわけで、1ヶ年繼續して12回の資料が集まり、それを纏めて月別、壁別、色別剝落一覽表を作り、前記報告を書いて、とりあへず第1の調査を終へたのであるが、大體1ヶ月にどの位落ちるか、落下の多寡とその原因、即ち金堂入堂者數と剝落との關係、開帳時期と開帳時期との剝落量の相違氣候の變化の剝落への影響、地震の時の剝落等々、剝落に就て色々なことを知ることが出来たのである。

こうやつて毎月調査をやつてゐる中、昭和18年11月15日、6號壁にとても大きな緑の剝落片が見られた。今迄も各壁共顔料の小破片を白紙の上に認め、それを拾つて來たのであるが、それが壁面のどの部分のものかといふことは調べてみても到底わからぬだらうし、またそんなこと考へもしなかつた。しかしこの大形の緑の聚落してゐるのを見ては捨て置けない。壁面のどこから落ちたものが調べなければならないと思ひ、やり出したのが第2の調査の動機であつた。

昭和10年8月より同年10月の間、壁畫の原寸大の寫眞を影撮した。原寸大である。この大壁面と同じ大きさである。とてもそんな大きな乾板はない。そこで全紙判の乾板の大きさに合せ、大壁は縦7行、横6段、計42、小壁は縦4行、横6段、計24の區劃に分割撮影をなし、夫々繼ぎ合せて一卷の卷子として壁面同大の寫眞印畫を作製したのであるが、繼がずに各區劃の部分のまゝばらばらにして置いたものもあるので、之をもち出して一枚一枚印畫とその部分の壁面とに相違があるかどうかを調べたのである。調べてみて驚いた。

寫眞撮影の時には顔料があり、明かに寫つてゐるのに、今その部分の壁面には顔料はなく、陶土を塗つた下地の白い壁表面が露出してゐるのは、明かに顔料の剝落を物語つてゐる。こうした部分が各所に認められたのである。

寫眞撮影して以來僅か8ヶ年足らずでこんなにも剝落してゐるとすれば、明治時代と現在と比較して、畫がうすくなつたと言はれるももつともな次第で、1ヶ月ごとに剝落する分量は判明して來たが、この寫眞と對照すれば8年間の剝落がわかるので、徹底して12面の壁體全部に亘つて對照調査することになった。

この調査は第1の調査に比較して一段と手間がかかり、右手に懷中電燈を持ち、左手に寫眞印畫を持ち、電池の淡い光で兩者を照して比較對照變化のある所を發見すれば、首から掛けた畫板に張つた壁畫の青寫眞（之は焼付印畫を原板にして陽畫感光紙で焼き付けたもの）の上に一々記入してゆく、即ち赤色鉛筆で剝離した部分を塗りつぶしてゆく。かうして大壁は42、小壁は24の部分の一つ一つ終へて、8ヶ月程の間に合計12面の壁面につき調べ終へ、赤で記入した青寫眞を集め、各壁毎に一冊に綴り、剝落箇所が一目でわかるようにしたのであるが、結果は或る壁は意外に多く、或る壁は殆ど剝落してゐない。大體各月の剝落調査に剝落顔料の多い壁剝落箇所も多いといふ當然のことではあるが、その事實も確め得られたわけである。

この調査を始めたのが11月の中旬で、それから繼續して冬の寒い間に亘り、12月、1月、2月の嚴寒の候、終日金堂の中に立籠り、冷い棒型の懷

中電燈で點しながら、壁面と印畫面とをにらみつけてゐた。今思ひ出して、我ながらたんねんによくやつたと思ふ次第である。

壁畫は高さ10尺ある。下部はそのまゝで見えるが、上部は足繼ぎなしでは届かぬ。高い踏み臺を作り、高さに應じて色々苦心しながら調査を續けた。冬季であつたので、參詣の爲の金堂入堂者も僅かで、色々煩はされることも少く、専心調査に打込むことが出來たが、參詣者が入堂すれば、暗い所で電池を照してゐるので、大抵は必ず「何をしてゐるのですか」と質問が出る。一々答へねばならぬ。たまにはよい話相手となつて單調な調査の息ぬきが出来ることもあつたが、一生懸命印畫とあの壁面をにらみ合せてゐる時、一度目を外すと、今迄どこを調べてゐたかわからなくなり、またもとの所へもどつたりして厄介なことであつた。

こゝやつて壁畫の顔料の剝落に就ては自分の分擔した範囲内では一應の調査を終へた。まだまだ外にも壁畫に就ては調査研究が行はれてゐる。各種の實驗も行はれてゐる。實に壁畫は手間をかけさせるものである。しかしそれは何れもこの壁畫の壽命を少しでも長くさせたいといふ、やむにやまれぬ氣持からである。切角ここまで保存して來た我國の誇りを失ふようなことがあつてはならぬ。我々の祖先が大切に我々に迄受け繼いで來てくれたこの日本の誇りを、老年期になつてゐるから、壽命だからとて、むざむざ壞滅させるようなことがあつてはならぬ。老年期になつてゐるからこそ、餘計に何とか手當を加へて大切に保護せねばならぬ。それが我々の責任である。

最後に明治時代以來、壁畫保存の爲に行はれた色々なことを概括的に記しておかう。

明治30年古社寺保存法といふ法律が制定せられ、その前後から壁畫の保存といふことが次第に識者に考慮され始めたのであるが、大正5年文部省に法隆寺壁畫保存方法調査委員會が出來、大正8年迄學界の權威者が専門委員となり、各種の調査研究が行はれ、根本的に壁體を強化すること、壁畫を固定することの重大な方法が考案され、一部實施を見たが、全般的には實施されずに終り、應急的處置として、壁畫觀覽の制限、壁畫前に蔽

帳の取付、近寄れぬよう遮欄の設置、壁片の剝落（顔料の剝落ではない）防止の爲の押へ装置等がとりあへず実施された。なほ此の時壁體及び壁畫の現状に關しての種々なる方面よりの精密な調査が行はれた。

其後昭和9年、文部省内に法隆寺國寶保存事業部が設けられ、現地に法隆寺國寶保存工事々務所を置き、10數箇年に亘り工事を繼續施行して伽藍全體の保存計畫を実施されるに至り、壁畫の保存に就ても、先づ壁畫の原寸大寫眞の撮影が行はれ、引續き各種基礎的調査及び實驗が行はれて來た。前記顔料剝落調査もこの基礎的調査の一部をなすものである。

しかしながら何時迄もかかることのみ續けてゐて満足されるべきではなく、一刻も早く根本的な對策を確立して実施するの必要あり、依つて昭和14年6月、事業部内に法隆寺壁畫調査委員會が設

置され、伊東忠太博士を委員長として、各方面の權威者を經羅、各専門部門を分擔、現代學術の總力を盡して具體的の保存方法を確立すべく、更に徹底的なる調査研究がなされつゝある。なほ多數の畫伯によつて昭和15年9月より壁畫の模寫が行はれ、嚴密な現狀圖が作製されつゝある。

壁畫保存のみではない。周知の如く法隆寺伽藍未修理國寶建造物の修理工事も着々實施されてゐる。

今一億國を擧げて聖戰に従事、あらゆる力を戰爭遂行の方に結集しつゝある時、なほ多額の經費と勞力を費して各種の保存事業が行はれつゝある。平時なれば當然のことながら、戰時であるだけに、その意義は甚だ深い。自分はそこに我が國體の有りがたさをつくづく感じ、榮えゆく日本の將來が嬉しく思はれてならない。（昭和18.2.20）

（筆者は京都市立第二工業學校教諭）

23頁より――

嫌應なしに立たされ得る。現實は建築家が考へるよりも、ヨリ直接的で、現實的であるのではあるまいか。

然し以上の事は7坪半の建築家の何等の辯護に役立つてはゐない。反つて、7坪半の建築家が如何にあたふたと慌てながら、而も無意に終つてゐるかの説明にすらなるであらう。そして現在建設されつゝある7坪半が、國家の現實の眞の必然性に基くものかどうか、大きな疑問のまゝ、次々と建設の内に持越されてゐる。それ等は「國家の爲に」と云ふ逃口上の裡に無批判に、建設を續行されてはゐないか。續行する爲には、要求と建設の仲介者として、當然建築家の聰明なる意志がなければならぬ。現在の日本に意志の無い必然が許されないと同じ様に。

我々の出發は、もつと確實な處から行爲せねば

ならぬと思ふ。今日の建築家は、凡る建築の建設を否定することからも、建築家の國家的使命の可能な場合さへある事を反省して見る必要があらう。

7坪半の住宅は、建築家が否定する程、ロマンチックな對稱的存在でもあり得ないし、又建築家が無批判に肯定する程、問題の皆無な將來を約束されてはゐない。

將來7坪半の住宅は、建築家がとつた態度に對する具體的な結果を、明確な形に於て提示するであらう。その責任は、あくまで建築家のものでなければならぬ。たとへそれが「如何なる條件のもとに」と云ふ助力があつたにしても……………

本誌1月號「時局下の建築を語る會」を読みて
(18.3.3)

（筆者は住宅營團大阪支所建設部勤務）

10月の大和路に小春日の陽光がくつきりと影を落して居る或る日、丁度來阪中のS教授と友人Tと共に法隆寺を訪れる機を得た。

私が初めて法隆寺の基構を踏み、その史跡をたづねたのは學生の頃見學旅行として級友と連れ立って、その時代に應しい感慨と興奮を覺へつゝ愴愴とした旅の一齣として私の記憶に浮び上つて來るに過ぎない。

其後幾度か法隆寺の幻影を追つゝその機會を求めて居た時、計らずも來阪中のS教授の慫慂に従ひ行を共にし日頃の念願を果たしたのであつた。

そしてその法隆寺の見學後半句を出でず思ひ掛なくも京都の桂離宮に小堀遠州の遺跡をたづね、その美しさ造形の妙に盡きぬ感激を覺へたのである。

私はこの短い期間に年來の宿望たる法隆寺と桂離宮と訪れ、はからずも私の感覺と感情とはこれ等の偉大なる藝術的對象の矢つぎ早やな出現に打たれて困惑され混沌となり、その整理に可成の時間的經過を要した。そして私の尺度も正常な位置に復したと思はれる今それを通して眼底に残る映像を紙面に寫して見たいと思ふ。

× × ×

各時代の藝術と云ふものはその時代の社會經濟機構は政治形態の下部構造となつて藝術様式を形成し決定してゐる事は歴史的に觀察しても明らかな事實である。その浸潤した階層が時代の指導的地位にある爲めその階層の生成する藝術はその時代を代表する藝術として歴史の一聯の中に果すべき任務を盡して居るのである。

その場合藝術の方向が普遍的全體的であつたか或は個人的主我的のものであつたかは勿論その時代の政治經濟組織より必然的に發生した時代の思潮に原因するものであつて吾國の歴史を繙いても

その事實を認識し得ると思ふ。又吾が創始よりの建築の歴史的過程を觀察しても直ちに判然する事實である。即ち日本建築の史的考察に於ても日本建築として一貫した或る特性が基調となつて日本建築様式と云ふ様式を普遍的に規定づけてゐるのであるが各時代にはその時代々々に應じて特殊性を具へて居ると思はれる。斯く普遍と特殊との融合が各時代建築様式を決定して居るのである。そしてこの普遍が日本の特性であると同時に特殊も亦日本的でなければならぬ。その日本の特殊が遠心的外延的であるか求心的内向的であるか又全體主義的であるか個人主義的であるかと云ふことは、その時代の思潮により決定されるが、この事は又建築の主題的取上げ方をも必然的に方向付けるものである。即ち氏族社會の佛教建築武士封建社會の初期、中期に於ける城砦建築、その中期以降に於ける茶室建築、亦近代資本主義社會の事務所建築等の如く歴史的社會の必然的所産であつた。

今佛教建築を代表する法隆寺と、數寄屋建築に屬する桂離宮とをその社會とその思想的背景とに於て比較考究すれば、その社會的所産の必然性と同時に又日本の普遍と特殊が如何なるものであるかと云ふ事を或る程度解決の端緒を與へ得ると思ひ又過去から現在を通じて將來に従屬されなければならないと云ふ歴史の課題をも果し得るものと思ふのである。

× × ×

先づ法隆寺に付いて述べると。當時の對外的關係を一瞥するに神功皇后以來の三韓との關係は新羅の新興勢力の擡頭と對蹠的に任那日本府の衰微と滅亡である。と同時に國內的には氏族間の對立と權力の爭奪に依る分離狀態に置かれてゐると云ふ、即ち國外的には國威の失墜、國內的には不統一と云ふ國家にとつては非常時的狀態にあつたの

である。

然るに國威の挽回と國家的不統一の排除の爲には先づ國家組織を新しい原理に依つて改變し、氏族の對立を止揚して其處から國家統一と安定をはかりその確立が亦必然的に對外的關係に於ても吾が國威を發揚する結果となると云ふ事が當時の聖德太子の卓越した思想であつたと思考される。

高山岩男氏が「當時の國內問題は氏族の争ひ氏族の争ひがなくなると蘇我式の専横といふやうに云はば氏族的な原理が跳梁して國家本位の精神がなくなつたところにある。だから國家本位の精神國家統一の原理といふものはどうしても氏族性に無關係な氏族性を超越したやうな、原理が必要となる。佛教は丁度この要求にびつたり合つたのだ。國內問題の禍根は氏族的精神の跳梁にあるのだから祖神崇拜だけではどうしても氏族の對立とか氏族的精神の跋扈とかいふものを本當に終熄させるわけには行かない。國家本位の精神、國家統一、ナショナルユニティは氏族性を超越した普遍的な原理を基礎にしなくては駄目だつたのだ。聖德太子が佛教を盛にされた御精神にはこの點の深いお考へがあつたのではないかと推察してゐる。」又「當時の人は何もいゝ加減な理由で佛教を入れたのではない日本の國家的統一の爲なのだから日本では鎮護國家といふことが深くも浅くも佛教の性格となつてゐる。」と云つてゐるが、當時の國內事情と對外關係とより吾が國內の再編成と佛教の導入とが相關的必然的に行なはれた事が首肯出来るのである。氏族性の原理を止揚して普遍的な原理としての佛教を世界史的觀點より採用して國內統一的體制に向つて努力が拂れたのであるが、斯くの如く佛教が國家の諸狀勢に對應して國家の指導理念として登場して來た以上、佛教の具象的表現である寺院も亦國家的事業としてその當時の時代思潮を反映して建立されたと思考したいと思ふ。此等の還境の間に建立された法隆寺は當時の佛教の眞髓を表徴してゐると同時に亦國民總意的且つ中央集權的なものの造型的表現が必然的ににじみ出て居ると考へられる。即ち法隆寺の構想に於ても構造意匠に於ても當時としては劃期的なものであり、然も國家的事業として全ての技術が動員されたものと想像されるのである。

七堂伽藍の雄渾さ莊麗さに接して當時の國民が驚異の感情を抱きながら寺院を通じて自覺化され一つの方向に統一されて行つたのではなからうか。即ち氏族的單位より國家的意識への移行綜合されて行つたものと考へる。

吾々が當時の寺院を考察する場合に寺院が單に佛の靈域と云ふだけでなく氏族的原理を克服し國家本位の精神の涵養に依る國家意識の昂揚、國家統一のためにその役割を果たした事を考へ合せるとき當時の寺院の規模構造意匠と云ふものの性格がより一層明確に把握出来ると思ふ。勿論法隆寺は當時の寺院の最たるものである事は論を俟たず、この法隆寺の造型に接しその偉大なる壓感を覺へるのは當然の事ではなからうか。

× × ×

日本建築史の中で桂離宮の止むる位置は相當高く評價され、同時に現代日本建築にその作用を及ぼし尙生きて居る事よりしても法隆寺と同じ組上に於て觀察し論ずるも亦過去の日本建築の性格をその時代と共に認識し、且つ今後の吾國建築の動向にも大きな示唆を與へるものと思ふ。

斯くの如き桂離宮は封建社會がその安定的狀態に這入つたと同時に一方封建制度自體が諸矛盾を除々に胚胎し初めた時に小堀遠州と云ふこの封建社會の一人の特權階級者に依つて建築されたと云ふ事は、桂離宮を考究の對稱として意義づけるのである。

當時封建制度は外見上完成し恒久的安定を得たかの狀態にあつたが澎湃として擡頭して來た商人階級の潜在的勢力と云ふものは、表面的には糊塗し得た觀があるが、除々に封建社會の經濟的ヘゲモニーを掌握し、次の時代の主役者として約束されつゝあり、亦一方外國資本主義が吾が國の周圍に波濤の如くに押寄せて來るのも唯時間的問題であつた。

唯武士階級が自己の封建制度に於ける最後の安逸をむさぼり、且つ社會的地位の保持の爲に外國との接離を隔絶し、世界文化の潮流から逸脱して仕舞つたのである。

斯くの如き鎖國の溫床の中で育成された文化は日本の純潔を堅持し得たが世界文化的普遍性を缺除し國內的には各階層自身の文化を制約された範

園で生産しつつ其處には國家的に統一され誘導された文化の整然たる主軸を發見する事は不可能である。即ち當時社會的に支配的位置にあつた武士階級と經濟的な安定を得て居るが、未だ社會的權力を持たず、其の爲に武士階級の庇護の下に自己の經濟的安定と確立を除々に築いて行つた一部の商人階級とは利害關係の循環性に於て且又生活のゆとりに於て一般相通するものがあり、武士階級間に、個の徹底、個の減却といふ禪の思想の殘存即ち實踐的把握ではなくして、思念的把握に移行し眞の禪より逸脱して仕舞つた。

當時その殘滓は商人階級の個人主義思想の萌芽と結びついて彼等の間に個の行爲、感情を基底とした藝術を完成したのである。即ちそれは茶室建築を含む數寄屋建築一般である。そして世界文化と接觸せずして獨自に發達したこの建築は世界的普遍性を具有せず、それが益々完成されるにつれて非世界性を深めて行くことは亦日本個有藝術の特殊的性格でもあり得る。

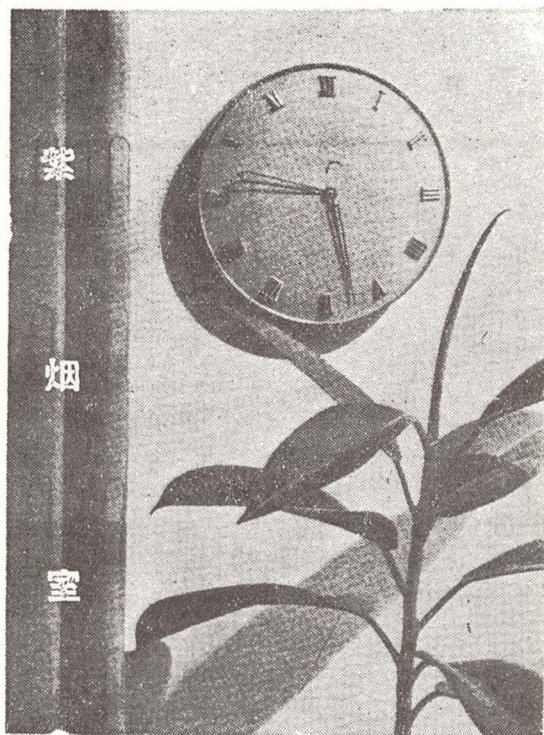
斯の如き當時の思想的背景を以て建築された桂離宮も又その範圍から逃れることが出来ない。個に徹し個を滅する禪の思想が此處ではそれに踏み止まつてそれ以上の發展性をも示さない。其處から或る大きなものに奉仕すると云ふ動的な意途もない。唯個人の感情の靜けさが立籠めてゐるだけである。即ち小堀遠州個人の繊細な感情と精微な技巧のみが強くうかゞはれるのである。

× × ×

ごく短期日の間に接した法隆寺と桂離宮とを私の尺度を規準として透視する時前述の様にそれぞれの時代を背景として、それぞれ獨自の性格を持つて吾が日本建築史上に燦然たる光芒を放ちつゝ吾々に眞の理解と把握を期待して居る様である。

法隆寺に或る大きな力の表徴を觀することが出来ると思へば、桂離宮に於ては個人の感情に接する事が出来るのである。前者が動的で積極的であれば、後者は靜的で消極的である。又一方が全體的であれば他方は個人的である様に考へられる。これ等の性格はこれを生産した時代の性格に依存するもので、これ等の藝術的價值、判斷は造型的對稱のみを以て決定さるべきものでなく、現代の性格を基準として、即ち現代の性格の如何に依つて左右さるべきものである。時代が個人主義的傾向か全體主義的傾向か又自由主義的か否かに依つて桂離宮又法隆寺の示すその性格の度合も自ら違つて來るものと思はれる。現代ドイツ、イタリアに於ける建築に現はれた性格と、吾國に於ける聖德太子の時代のそれとを聯想する時、或る共通なるものの存在を想像するのは私の尺度の歪曲の所爲だらうか。(筆者は三座建築事務所勤務、應召中、ビルマ派遣永末隊檢閱済)

烈しい軍務と最前線のあの邊境に於てもかく思索し努力を續ける友がある。吾々は限りなき敬意と感謝と激勵とを送り以て之に報い度い。(小川生)



七坪半の建築家

青山正義

建築家が7坪半の而も長屋建の、住宅を建築すると云ふ事は、何か非常に建築家としての不誠實さの結果である様に思へるだろう。そしてその出来上つた住宅が、如何にもお粗末で在來的で工法及請負方式にも何等の嶄新さの見出し得ない上にそれ等の住宅の多數が、これ又多數の建築家の手によつて造られつゝあると云ふ事は、一種の自己冒瀆ではないかと疑ひたくなるに違ひない。どんなこれ迄の建築家にも、建築家としての住宅概念の内に、恐らく7坪半の長屋建は用意されてなかつた事であらう。

或る人々は、これは建築家の良心の不足だと批難する。

然し建築家の既成的な良心だけで7坪半の住宅を否定する唯一の素材とはなり得ない。建築家が技術者としての良心にたよる事は、常に必要では

あるが、自己の良心そのものを信仰し過ぎることは、信者が信仰の對稱の前で絶対の服従者であるのと同じ誤謬をおかす危険がありはしないだろうか。

建築家の良心は——その與へられた環境から、かなり狭少で、ドグマ的で安外非科學的な傾向になりやすい——特に住宅に關しては、建築物以前の問題でなければならない。

建築家が單に非論理的着想から、7坪半を否定することは、30坪を肯定する事と本質的には何等の差違を認められない。それは再び、7坪半を5坪に、8坪に、そして無限の轉落を意味するものであらう。

「7坪半の住宅で、日本の國民として、本當の生活が出来るだろうか。」

これが一般に批難の中心らしい。現在に於ける日本人の本當の生活とは一體何であらうか。戦争を勝利に導く爲の生活以外に現在の日本に日本人を幸福ならしめる生活が、想像出来るだろうか。

生活とは國家を包含せねばならぬ。國家より遊離した文化觀の裡に、我々の生活はすでに残された何ものも許されてゐない。建築が、特に住宅が國民の生活の重要な一部分であるなれば、住宅のみが、今尙小市民的安易性に甘やかされてよい理由はない。もしありとすれば、それは建築家の既存と建設との比較に於ける時間的な錯覺に違ひない。恐らく住宅は、建築家の好むか、好まざるにかゝらず、7坪半の方向に、我々の井戸端會議を無視して前進するであらう。

第2の批難は「7坪半の住宅は、將來過密居住の原因となり、スラム街を構成し、再び社會問題を提供するであらう」と。

もつともな理由ではあるが、祖國の無い社會問題とは所謂「社會問題」とは當然異質の問題でなければならぬ。現在の日本にとつて、何が一番重要な「社會問題」であるだろうか。7坪半の住宅が所有し、又將來所有せねばならぬ宿命は、單に7坪半とか、長屋建とかの方向だけから易々と解決される程、生やさしい社會問題ではあり得ぬであらう。今日住宅は、國民にとつて必要ではあるが、決して全部ではない。國家は10坪とか、7坪半とかの問題より超かに大きな運命の前に、

19頁へ続く——

常務會 (第2回)

時 1月26日午後4時20分—5時20分

所 陳列場

出席者 理事 松本副會長

常務 佐藤主記、中西主記
藪中主記、小林主計
西澤主計、松久保主計、
大下編輯、小林編輯、
錦田編輯

議 事

1. 引継事項検討の件
2. 學會協會合併折衝委員の件
3. 幹事會委員會初會合の件
4. 四會聯合請負規程調査委員會の件

常務會 (第3回)

時 2月2日午後5時10分—5時30分

所 本みやけ

出席者 理事 片岡會長、松本副會長

常務 佐藤主記、中西主記
藪中主記 松久保主計、
伊藤編輯、大下編輯、
小林編輯

議 事

1. 幹事委員委嘱の件
2. 會員詮衡

報 告

1. 學會協會合併問題協議會開催の件
2. 四會聯合請負規程調査委員會開催の件
8. 出征、入營、除隊報告

常務會 (第4回)

時 2月17日午後5時30分—7時

所 集會室

出席者 理事 松本副會長

監事 池田監事

常務 桐本主記、佐藤主記
中西主記、小林主計
松久保主計、大下編輯、
小林編輯、錦田編輯

議 事

1. 木材統制に関する委員會設置の件
2. 學會協會合併問題に関する經費の件
3. 昭和17年度決算並に剩餘金處分の件
4. 事務員解僱並採用の件
5. 會員詮衡

報 告

1. 建築聯合協議委員會より報告の件
2. 合併問題協議會經過報告
3. 南方建築展經過報告
4. 出征者報告

評 議 員 會

1. 昭和18年1月26日大阪市北區中之島3丁目3番地朝日ビルヂングに於て評議員會を開會す
1. 出席者次の通り評議員33名
秋山 圭、井上一雄、生駒忠彦、
岩佐信也、尾龜清四郎、大下順三郎、
岡田達彌、岡野寛次、景山正明、
川勝健二、小林 清、小林三造、
佐藤正次郎、笹岡美代吉、清水 升、
篠原清孝、瀧澤眞弓、谷民藏、
中島喜平、中西六郎、中野順次郎、
長尾清一、西澤藤正、錦田直一、
林 良信、林久保敬三、松本儀八、
水原 旭、道田恭治郎、矢田鐵藏、
藪中一良、山口 正、吉田吳郎
1. 午後5時40分書記長司會の下に國民儀禮を行ひたる後開會理事副會

長松本儀八氏議長となり只今出席者32名にして定款第24條に依り評議員定數の2分の2以上の出席に付本會成立の旨を告げ直ちに議事に入る旨を宣す

議案 第1號 建築學會と日本建築協會合併の件

議長より兩會合併に関する今月迄の經過と其の大意に付別項の如く詳細懇切に説明をなしたる後評議員各位の意見を求む

質問意見出でざるを以て更に各位の賛同と聲援を得て合併のことに進捗差支なきやを諮りたるに賛成異議なしの聲あり

議長 異議なきを以て全會一致御賛成のことに認むる旨を述べ更に今後の折衝進行方法等に付總て理事者に一任せられ度旨を諮りたるに異議なしの聲あり

議長 御賛同を得たるを以て今後の進行方については理事者に於て善處し具體案を得次第更に本會議に提案の上總會に諮る順序にて進行すべき旨を宣す

1. 次で議長より本會議事録の代表署名者に次の2氏を指名し其の承諾を得たり

井上一雄君 錦田直一君

1. 議長以上を以て本日の評議員會は閉會する旨を宣し直ちに散會す時に午後6時

編輯幹事會 (第2回)

時 2月5日午後5時30分—8時

所 集會室

出席者 幹事長 小林

常務 伊藤、大下

幹事 生駒、小川、中野
宮崎、山口

議 事

1. 2月號發行遅延報告の件
2. 3月號執筆依頼先快諾回答情況報告の件
3. 4月號編輯方針協議の件

陳列場幹事會 (第1回)

時 2月9日午後7時—8時
所 集會室
出席者 幹事長 松久保
常任幹事 楠、野中
幹事 楠瀬、後川、道田、矢田、吉崎

議 事

1. 陳列場運管方法其他の件

陳列場幹事會 (第2回)

時 2月23日午後5時30分—7時30分
所 地下食堂
出席者 幹事長 松久保
常任幹事 野中
幹事 楠瀬、中西、前野、道田、吉崎
出品代表 平松釣戸車、三機工業、城口研究所、リーダー建材

議 事

1. 出品者會合に關する件

材料委員會 (第1回)

時 2月10日午後7時—8時30分
所 集會室
出席者 委員長 楠瀬
幹事 道田
委員 畔上、楠、竹中、長尾、野中、松久保、白石、橋本、木下、尼崎

議 事

1. 木材需給に關する研究繼續の件

材料委員會 (第2回)

時 2月18日午後6時—8時
所 集會室
出席者 委員長 楠瀬
幹事 道田
委員 竹中、野中、松久保

議 事

1. 木材の寸法並に品等規格に關する件

會 員 動 靜

入 會

會 員

岡本 進君 西區土佐堀通3の24
錢高組内 (株式會社錢高組)
北川 清君 府下北河内郡枚方町
大字伊加賀93
清原 道義君 旭區赤川町678 明倫
莊内 (橋本秋田建築事務所)
兒島春太郎君 西區土佐堀通3の24
錢高組内 (株式會社錢高組)
高橋 宗六君 西區土佐堀通3の24
錢高組内 (株式會社錢高組)
民谷 史郎君 此花區西島町213 (株式會社錢高組)
名田 辰雄君 神戸市須磨區村雨町
6の2の31 (川崎造船所建築係)
中矢 千年君 旭區鳴野町174 (株式會社錢高組)
山口 尙彦君 堺市櫛屋町東3の11
(建築事務所自營)
山添 俊實君 西淀川區福町401 (市水道局工務課管轄係)
吉田 繁雄君 西區土佐堀通3の24
錢高組内 (株式會社錢高組)
生川 修君 堺市鳳町長承寺222
(株式會社錢高組)
石田 信成君 住吉區北島西2の8
(橋本組設計部)
大倉 重信君 東淀川區西大道町93
6 (錢高組)
是木喜十郎君 旭區古市大通3の63
(橋本組)
外山 收君 南河内郡南八下村字

野尻 (錢高組)

地方會員

今西森之助君 吳市今西通3 錢高組
吳 (錢高組)
小橋 實君 門司市大里上20丁
(錢高組)
土屋 積君 京城府梨泰院町山3
の5 府公舎 (京城府管轄課)
中村 敬輔君 廣島市南觀音町675
(住宅營團廣島支所建設部)
間利子八五大郎君 愛知縣寶飯郡豐
川町錢高組詰所 (錢高組)
増田 佳太君 四日市市鹽濱町1 錢
高組詰所 (錢高組)
清須 義見君 姫路市北神屋町121
(中島組)

特別賛助員

門 庄太郎君 大正區泉尾竹之町1
の33 (中山商店)
南 大二郎君 北區道本町73 (ヤマ
ト壁體工業所)
大嵩 源一君 東成區猪飼野中3の
9 (ガンタイト洋灰社)

退 會

會 員

關鐵男君、山際光三君

地方會員 岩淵文治君、大原辰治
君、萩原傳正君、村田重太郎君、
桂川弘君、

特別賛助員

伊藤榮吉君、梶本誠一郎君、杉浦
重彦君、仙波政信君、中田忠孝君
山下彌一君、中原英一君

普通賛助員

海堀芳太郎君、佐藤保信君、田邊
右門君、竹内保之君、中島慎治君
楠原三郎君、小崎福太郎君

轉居・轉勤

會 員

- 梶 正治君 奈良縣生駒郡伏見村
平松
- 中島 二郎君 兵庫縣川邊郡西町花
屋敷
- 池田 達雄君 豊能郡南豊島村字穂
積8
- 西岡 道男君 池田市西市場米角50
- 井川 良雄君 府下泉北郡高石町北
436
- 菅原 徹郎君 神戸市神戸區下山手
通8の23
- 中西 六郎君 西宮市菊谷町23
- 推原 清君 兵庫縣武庫郡鳴尾村
鳴尾字西大山33の1
竹友寮内
- 松尾 清君 東淀川區中津濱通5
の65(勤務先)商工
省大阪工業試験所會
計課管繕係
- 黒川 作郎君 府下三島郡豊川村字
福井大阪警察病院第
一分院新築工事詰所

地方會員

- 榊原 武彦君 高知市棧橋通2高知
縣立工業學校建築科
- 秋本 研造君 吉林市朝陽區大和町
8經路614滿洲竹中
工務店吉林出張所
- 中島 八郎君 和歌山縣海草郡下津
町丸善石油會社住宅
148號(勤務先)和歌
山縣下津港丸善石油
會社下津製油所管繕
課
- 和田 喜藏君 大連市聖德街1の48
の3の3
- 堀内四知丸君 東京市本郷區駒込神
明町36(勤務先)東京
市京橋區寶町2の1
清水組設計部
- 中村 隆慶君 熊本縣八代市植柳元
町江口國衛方

- 天井 勇君 熊本縣八代市古濱町
昭和農彦化工株式會
社八代工場増設工事
清水組作業場
- 森 正雄君 京城府黄金町1の10
|株式會社清水組朝
鮮支店
- 中原 茂君 東京市杉並區本田町
1の22
- 大村 勢一君 福岡市鳥飼3の158
- 濱野幸次郎君 吳市西愛宕町26
- 杉本 正一君 天津河北律緯路18號
清水組宿舍
- 北岡 俊次君 奉天市大和區藤浪町
49の2の3
- 高橋親太郎君 熊本市出水町今 708
- 中陣千代吉君 愛媛縣半田市乙川區
5丁濱1清水組作業
所
- 杉浦喜三郎君 山口縣豊浦郡小串町
陸軍工事現場内
- 特別賛助員**
- 南 誠彦君 蘇家屯秋葉町18
- 中島 敏雄君 東京市外武藏野町吉

祥寺95(勤務先)東
京市麴町區丸の内1
の10セメント統制會

普通賛助員

- 前田佐太郎君 岡山縣倉敷市平和町
545
- 杜 寶廉君 新京特別市大同大街
滿洲國國務院建築局
第一工務科
- 内藤 敦孝君 旭區中宮町八東町會
鎌田鐵衣方

死 亡

地方會員

- 葛西 萬司君 昭和17年8月19日逝
去

終身賛助員

- 野澤幸三郎君 昭和18年2月10日逝
去

名譽賛助員

- 直木倫太郎君 昭和18年2月11日逝
去
(謹んで哀悼の意を表す)

建 築 と 社 會

第26輯 第3號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢(郵税2錢)
12冊 6圓(ク 24錢)
昭和18年3月10日印刷 昭和18年3月15日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印刷 人

大阪市北區朝日ビル日本建築協會内
印刷所 新日本印刷有限會社

大阪市北區南錦町46番地
發行所 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪 39975番

日本出版文化協會會員番號222043
配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁 轉 載

本號に掲載せるものは一切これを無断にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲
をなすことを禁ず。

●第二六集 第三号 掲載広告一覽（掲載順）

盛工務店

木山標記商事商会

アサヒ商会

美素工業所

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本栄商店

ライトラバー商会

日本陶織

織本建築設計計算事務所

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

萩工業

大西商店

前田白蟻研究所

大阪伊丹商店

東洋リノリウム

東亜化工

マルケイ建築材料
椎名営業所